# 松田町障害者福祉計画

第 3 次松田町障害者計画 第 5 期松田町障害福祉計画 第 1 期松田町障害児福祉計画

> 平成 30 年 3 月 松田町



# 松田町長 あいさつ



日頃より、松田町障がい者福祉事業等におきまして御理解、御協力を賜りますこと、心より感謝申し上げます。

このたび、松田町では、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らしていける地域を目指し、「第3次松田町障害者計画」「第5期松田町障害福祉計画」「第1期松田町障害児福祉計画」を策定いたしました。その内容は、「ともに生きる社会かながわ憲章」を実現するため、ノーマライゼーションの理念に基づき、町の障がい者施策の基本的な在り方を総合的に検討し、基本方針とともにその実施に向けた必要なサービス量や具体的な方策等を定めております。

本計画の推進にあたっては、当事者の方やそのご家族、関連分野の関係者、関係団体、地域、事業所等の協力が必要不可欠です。「地域共生社会」の実現に向け、幅広い分野の方々と密に連携を図りながら、効果的かつ効率的に、施策展開へ取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にあたり、熱心なご審議とご意見をいただきました 松田町障害者福祉計画等策定委員の皆様をはじめ、関係機関並びに関係団体 の皆様、アンケート調査にご協力いただきました多くの町民の皆様に対し、 厚く御礼を申し上げます。

平成30年3月

松田町長 本山博幸

# 目 次

# 第1編総論

第 1:	草 計画	Uの概要	
1	計画策划	定の背景と趣旨	1
2	計画の情	性格・位置付け	2
3	「高齢を	者福祉計画・介護保険事業計画」との関係	4
4	計画の類	期間	5
5	策定体制	制	5
6		者施策についての近年の主な法制度等の動向	
第 2	章 障が	いのある人を取り巻く現状	
1	人口		8
2	障がいる	のある人の状況	1 O
3	生活の	<b>状況</b>	1 4
4	アンケー	ート調査からみた障がいのある人の現状	1 5
-		[ <b>害者計画</b> 『の基本的な考え方	
		基本理念·将来像	22
		基本方針	
3	施策の体	体系と展開	25
第 2 :	章 基本	<b>本計画</b>	
基本	本方針 I	理解・交流	26
基本	本方針Ⅱ	生活支援•相談体制	30
基本	本方針Ⅲ	保健·医療	33
基本	本方針Ⅳ	教育·療育	35
基	本方針 V	生活環境•防犯防災体制	38
基	本方針VI	雇用•社会参加	42

# 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

第 1	章 基本的な視点及び考え方	
1	基本的視点	44
2	障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的考え方	46
第2	章 計画目標年次の目標値	
1	障がい児・障がい者への総合的な支援体系	48
	(1) 障害者総合支援法によるサービス体系	49
	(2)障がい児及び発達上支援の必要な子どもを対象としたサービス	51
2	平成 32 年度の目標値	52
	(1)施設入所者の地域生活への移行	52
	(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	52
	(3)地域生活支援拠点等の整備	53
	(4)福祉施設から一般就労への移行	53
	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	55
第3	章 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策	
1	自立支援給付	56
2	地域生活支援事業	66
3	障害児通所支援	76
第 4	章 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて	
1	施策相互の連携・ネットワーク化	80
2	国、神奈川県、近隣市町との連携	80
3	住民、民間団体、事業者との連携	80
4	障害福祉サービス等の提供体制の整備	81
5	計画の検証および評価の考え方	8 1
資料	<b>}編</b>	
1	相談窓口一覧	
2	用語解説	
3	松田町障害者基本計画等策定委員会設置要綱	
4	松田町障害者基本計画等策定委員名簿	91

# 第1編総論



# 計画の概要

# 1/計画策定の背景と趣旨

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けて、障害福祉サービスの拡充等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)」が施行されました。平成30年4月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行(予定)され、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

平成 26 年 1 月にわが国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成 28 年 4 月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。さらに同月、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

松田町では、平成24年3月に「第2次松田町障害者計画」、平成27年3月に「第4期 松田町障害福祉計画」を策定し、「障がいのある子ども・障がいのある人が社会の一員とし て、自分らしく自立した生活が送れる地域社会の形成」を将来像として、すべての障がい者 の自立と社会参加の実現をめざして、障がい者の施策の推進に取り組み、一定の進捗が図ら れてきています。

「第2次松田町障害者計画」及び「第4期松田町障害福祉計画」が平成29年度にその目標年次を迎えたことから、近年の障がい者制度の動向等社会情勢の変化を踏まえながら、この間の松田町の取り組みを点検するとともに、町民のニーズを再度把握し、新たな「松田町障害者福祉計画」として「第3次松田町障害者計画・第5期松田町障害福祉計画・第1期松田町障害児福祉計画」を策定するものです。

# 2/計画の性格・位置付け

# (1)松田町障害者計画

障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県の「かながわ障害者計画」を基本とし、さらに松田町における障がい者の現況をふまえ、保健・医療・教育・社会参加・防災などの各分野からの視点により、松田町の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定しました。

松田町では、現在、「第2次松田町障害者計画」が策定されており、今回これを見直し、 新たに「第3次松田町障害者計画」を策定しました。

# (2) 松田町障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「松田町障害者計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

松田町では、現在、「第4期松田町障害福祉計画」が策定されており、今回これを見直し、新たに「第5期松田町障害福祉計画」を策定しました。

# (3) 松田町障害児福祉計画

平成 28 年5月の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられたもので、今回は「第5期松田町障害福祉計画」と一体的に策定しました。

# (4) 関連計画との整合性

松田町の上位計画である「松田町第5次総合計画 まちづくりアクションプログラム」や「松田町ふれあい計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

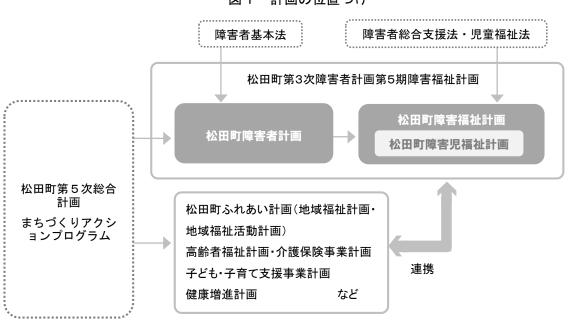


図1 計画の位置づけ

図2 障害者計画と障害福祉計画の関係

### 松田町障害者計画

#### ◎根拠法令

障害者基本法(第11条第3項)

#### ◎位置づけ

障がいのある人のための施策に 関する基本的な事項を定める計画

#### ◎計画期間

※第1次:平成18年度~平成23年度(6箇年) ※第2次:平成24年度~平成29年度(6箇年) ※第3次:平成30年度~平成35年度(6箇年)

## 松田町障害福祉計画

#### ◎根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)(第88条)

### ◎位置づけ

障害福祉サービス等の確保に関する計画

### ◎計画期間

3年を1期とする

※第1期: 平成18年度~平成20年度 ※第2期: 平成21年度~平成23年度 ※第3期: 平成24年度~平成26年度 ※第4期: 平成27年度~平成29年度

※第5期:平成30年度~平成32年度

#### 松田町障害児福祉計画

### ◎根拠法令

児童福祉法(第33条の20)

#### ◎位置づけ

障害児福祉サービス等の確保に関する 計画

# ◎計画期間

3年を1期とする

※第1期:平成30年度~平成32年度

# 3 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との関係

松田町では、平成30年3月に「松田町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。介護保険事業計画は、介護保険制度によるサービスについて3年を1期として(第7期は平成30年度~32年度)定めたものです。

介護保険の対象となる 65 歳以上の障がいのある人、及び特定疾病にあてはまる 40 歳以上 65 歳未満の人については、原則として、介護保険によるサービスを優先することになっています。

### 図3 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」との関係

松田町第7期 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 松田町障害者 福祉計画

第3次松田町 障害者計画

第5期松田町障害福祉計画

65 歳以上の障がいのある人 及び特定疾病にあてはまる 40 歳以上 65 歳未満 の人で両方のサービスの対象になる場合 ⇒介護保険によるサービスを優先

# 4/計画の期間

# (1) 障害者計画

現行の「第2次松田町障害者計画」は平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間としており、新たに策定する「第3次松田町障害者計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。

# (2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされています。現行の「第4期障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までを計画期間としており、新たに策定する「第5期障害福祉計画」および「第1期障害児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

国の障がい者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 平成 年度 27 年度 28 年度 29 年度 30 年度 31 年度 32 年度 33 年度 34 年度 35 年度 第3次松田町障害者計画 第2次松田町障害者計画 (平成 24 年度~29 年度) (平成 30 年度~35 年度) 第4期松田町障害福祉計画 第5期松田町障害福祉計画 第6期松田町障害福祉計画 計画 (平成 27 年度~29 年度) (平成 30 年度~32 年度) (平成 33 年度~35 年度) 第1期松田町障害児福祉計画 第2期松田町障害児福祉計画 (平成 30 年度~32 年度) (平成33年度~35年度)

図4 計画の期間

# 5 策定体制

本計画策定にあたっては「松田町障害者基本計画等策定委員会」を設置し、公益代表をは じめ、有識者、障がいのある人の団体、関係機関等の各分野の代表で構成する方で実質的な 審議を行いました。

また、障がいのある人の現状を分析・整理し計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある人の意見を計画に反映することを目的にアンケート調査を実施し協働による計画策定を行いました。

# 6 / 障がい者施策についての近年の主な法制度等の動向

# (1)障害者虐待防止法の施行(2012(平成24)年施行)

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「障害者虐待防止法」という。)」が施行され、障がいのある人に対する虐待行為が禁止され、家族や施設職員、雇用者等からの①身体的虐待②放棄・放置③心理的虐待④性的虐待⑤経済的虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応、虐待に関する相談窓口の設置が自治体に義務付けられました。また、虐待を発見した人の自治体への通報義務や虐待をした擁護者への支援なども盛り込まれています。

# (2)障害者総合支援法の改正と施行(2013(平成25)年改正・施行) \_\_\_\_

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、 重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

# (3)障害者優先調達推進法の施行(2013(平成25)年施行)

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優 先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされて います。

# (4) 障害者雇用促進法の改正と施行(2013(平成25)年施行)

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

# (5) 障害者差別解消法の施行(2016(平成28)年施行)

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

# (6)児童福祉法の改正(2016(平成28)年施行)

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法(当時)と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

# (7)発達障害者支援法の改正 (2016 (平成28) 年施行)

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

# (8) 成年後見制度利用促進法の施行 (2016 (平成28) 年施行)

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用 促進法」という。)」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。



# 障がいのある人を取り巻く現状

# 1 /人口

松田町の国勢調査における昭和 55 年以降の年齢3区分人口の推移をみると、0~14 歳人口は昭和 55 年以降、15~64 歳人口は平成 2 年以降減少傾向となっています。一方、65 歳以上人口は、昭和 55 年以降増加しており、平成 27 年で 3,496 人となっています。

(人) 15,000 13,270 13,097 12,987 12,904 12,601 12,399 11,676 11.171 1,357 1,624 2,005 1,204 2.351 2,714 10.000 3,118 3,496 8,503 8,960 8,802 8,152 5,000 7.285 6,553 2,894 2,587 2,305 2,134 1,833 1,526 1.255 1.118 0 昭和55年 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年 平22年 平成27年

15~64歳

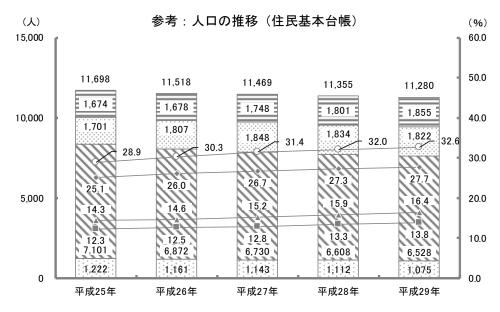
0~14歳

年齢3区分別人口の推移

資料:国勢調査(各年10月1日現在) 5 年齢3区分別人口の合計と一致しません。

65歳以上

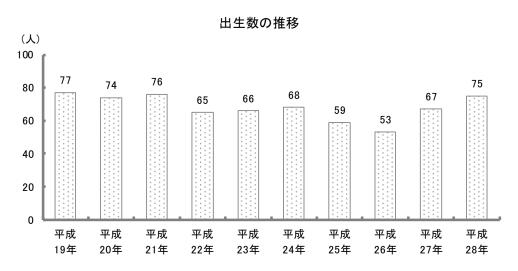
%平成2年以降は合計に年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しません。



- 年少人口(0~14歳)
- 前期高齢者(65~74歳)
- 一○一高齢化率(松田町)
- -**--**-高齢化率(全国)
- > 生産年齢人口(15~64歳)
- 後期高齢者(75歳以上)
- ─▲─ 後期高齢化率(松田町)─■─ 後期高齢化率(全国)
- 資料:住民基本台帳(各年9月末現在) 全国は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)
  - ※平成29年は概算値。

# (2) 出生数の推移

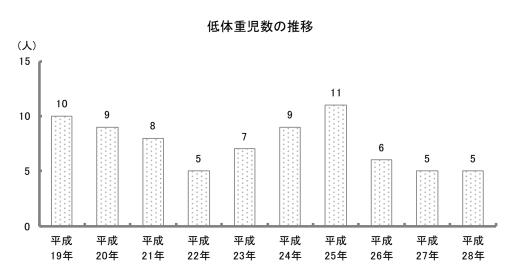
平成 19 年以降 10 年間の出生数の推移をみると、増減を繰り返しており、平成 28 年で75 人となっています。



資料:神奈川県衛生統計年報

# (3) 低体重児数の推移

平成 19 年以降 10 年間の低体重児数の推移をみると、5 人から 11 人の間で増減を繰り返しており、平成 28 年で 5 人となっています。



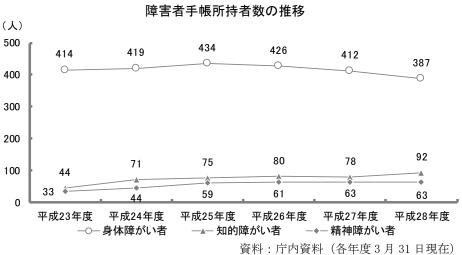
資料:神奈川県衛生統計年報

※低体重児:出生時に体重が2,500g未満の新生児。

# 障がいのある人の状況

# (1) 松田町の手帳所持者数

平成 28 年度の身体障害者手帳所持者数は 387 人、療育手帳所持者数(知的障がい者) は92人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は63人です。



# (2) 身体障がいのある人の状況

### ① 身体障害者手帳所持者数 (等級別)

身体障害者手帳所持者数をみると、平成25年度をピークに減少しており、平成28年度 では 387 人となっています。等級別にみると、1級が最も多く、平成 28 年度では 142 人となっています。

3 体件占有了版別計有数の能物									
等級	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
1級	145人	155人	152人	150人	151人	142人			
2級	85人	79人	78人	74人	70人	65人			
3級	67人	69人	77人	70人	61人	57人			
4級	79人	81人	88人	93人	94人	91人			
5 級	21人	21人	24人	24人	24人	20人			
6級	17人	14人	15人	15人	12人	12人			
合計	414人	419人	434人	426人	412人	387人			

身体障害者手帳所持者数の推移

資料: 庁内資料(各年度3月31日現在)

# ② 身体障害者手帳所持者数(部位別)

身体障害者手帳所持者数を部位別にみると、肢体不自由は減少傾向にあるものの、その他の部位は横ばいとなっています。また、肢体不自由の障がい者が最も多く、平成 28 年度では 204 人となっています。年齢別にみると、65 歳以上が最も多くなっています。

部位別身体障害者手帳所持者数の推移(主障がいのみ)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
視覚障がい	25人	27人	29人	29人	30人	28人
聴覚・平衡機能障がい	27人	26人	26人	25人	22人	22人
音声・言語・ そしゃく機能障がい	5人	4人	6人	6人	6人	5人
肢体不自由	242人	236人	247人	236人	228人	204人
内部障がい	115人	126人	126人	130人	126人	128人
合計	414人	419人	434人	426人	412人	387人

資料: 庁内資料(各年度3月31日現在)

部位別・年齢別身体障害者手帳所持者数(主障がいのみ)

		0 歳~17	18 歳~64	65 歳以上	合計			
視覚障がい	手帳所持者数(人)	0	7	21	28			
	構成比(%)	0.0%	25.0%	75.0%	100%			
味労・亚条機能除おい	手帳所持者数(人)	1	9	12	22			
聴覚・平衡機能障がい	構成比(%)	5. 0%	40. 9%	54. 5%	100%			
音声・言語・	手帳所持者数(人)	0	1	4	5			
そしゃく機能障がい	構成比(%)	0.0%	20.0%	80.0%	100%			
<b>吐伏不</b> 草中	手帳所持者数(人)	1	46	157	204			
肢体不自由	構成比(%)	0.0%	22. 5%	77.0%	100%			
内部障がい	手帳所持者数(人)	1	25	102	128			
りません。	構成比(%)	0.8%	19. 5%	79. 7%	100%			
△≒↓	手帳所持者数(人)	3	88	296	387			
合計	構成比(%)	0.8%	22. 7%	76. 5%	100%			

資料: 庁内資料 (平成29年3月31日現在)

# (3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数をみると、年々増加傾向にあり、平成 28 年度では 92 人となっています。等級別にみると、B 2 が最も多く、約半数を占めています。

療育手帳所持者数の推移

等級	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
A 1	8人	10人	10人	10人	11人	10人
A 2	8人	18人	19人	19人	20人	20人
B 1	9人	14人	14人	16人	14人	21人
B 2	19人	29人	32人	35人	33人	41人
合計	44人	71人	75人	80人	78人	92人

資料: 庁内資料(各年度3月31日現在)

# (4)精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 27 年度までは増加傾向にありますが、 以降は横ばいとなっており、平成 28 年度では 63 人となっています。等級別にみると、2 級が最も多く、約半数を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

判定類	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1級	8人	5人	9人	11人	11人	8 人
2級	18人	31人	38人	39人	40人	39 人
3 級	7人	8人	12人	11人	12人	16 人
合計	33人	44人	59人	61人	63人	63 人

資料: 庁内資料(各年度3月31日現在)

# (5) 難病患者の状況

難病患者数をみると、対象疾患数の増加にともない、難病患者数も増加しており、平成 29 年度では 96 人となっています。

難病患者の推移

	平 24 <del>4</del>	成 丰度	平 25 <del>4</del>	成 年度	平 26 <sup>4</sup>	成 丰度	平 27 <del>1</del>	成 年度	平 28 <sup>4</sup>	成 年度		成 年度
対象疾患数		56		56		110		306		306		330
TH #L	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
男女数	27 人	46 人	34 人	46 人	34 人	48 人	42 人	51 人	43 人	50 人	45 人	51 人
総数		73 人		80 人		82 人		93 人		93 人		96 人

資料:神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター

<sup>\*</sup>平成24年4月1日~平成26年12月31日までは、特定疾患としての登録で対象疾患は56疾患

<sup>\*</sup>平成27年1月1日「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行

<sup>\*</sup>平成27年1月1日~平成27年6月30日までは、指定難病としての登録で対象疾患は、110疾患

<sup>\*</sup>平成27年7月1日~平成29年3月31日までは、指定難病としての登録で対象疾患は、306疾患

<sup>\*</sup>平成29年4月1日から平成29年7月31日現在は、指定難病としての登録で対象疾患、330疾患

<sup>\*</sup>平成29年度については、平成29年7月31日現在の数

# 3 生活の状況

松田公共職業安定所管内(秦野市・南足柄市・大井町・山北町・開成町・松田町・中井町)の民間企業における産業別・規模別障がい者雇用の状況をみると、産業別では、製造業で企業数、障がい者の数が最も多くなっていますが、実雇用率では、その他を除くと運輸業が最も高くなっています。

規模別では、50~100 人未満の企業が多くなっています。実雇用率をみると、300~500 人未満の規模で最も高くなっています。

民間企業における産業別・規模別障がい者雇用の状況 (平成28年6月1日現在)

		企 業 数 (社)	労働者数の算定の基礎となる人の	障がい者の数 (人)	実雇用率	企業の割合 (%)
	 規模計	91	13, 454. 5	242. 5	1. 80	57. 1
	建設業	2	141. 0	2. 5	1. 77	50. 0
	製造業	46	7, 520. 5	136. 5	1.82	63.0
産	運輸業	6	597. 5	12. 0	2. 01	66. 7
産業別	卸売・小売業	2	156. 5	0.0	0.00	0.0
別	医療・福祉	17	2, 920. 5	54. 5	1. 87	52. 9
	サービス業	11	1, 223. 0	17. 5	1. 43	36. 4
	その他	7	895. 5	19. 5	2. 18	71. 4

		企業数	労働者数の算定の基礎となる法定雇用障がい者数	障がい者の数	実雇用率	の割合とでは、
		(社)	(人)	(人)	(%)	(%)
	規 模 計	91	13, 454. 5	242. 5	1.80	57. 1
	50~100 人未満	47	3, 189. 0	44. 5	1. 40	51. 1
#目	100~300 人未満	37	6, 010. 5	109. 0	1.81	62. 2
規模別	300~500 人未満	3	930. 0	24. 5	2.63	100.0
万川	500~1,000 人未満	3	2, 112. 0	38. 0	1.80	33. 3
	1,000 人以上	1	1, 213. 0	26. 5	2. 18	100.0

資料:神奈川労働局職業安定部職業対策課

# 4 アンケート調査からみた障がいのある人の現状

# (1)調査概要

### ① 調査の目的

松田町第3次障害者計画・第5期障害福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

### ② 調査対象

松田町在住の20歳以上を無作為抽出

## ③ 調査期間

平成 29年2月15日から平成29年2月28日

### ④ 調査方法

郵送による配布・回収

### ⑤ 回収状況

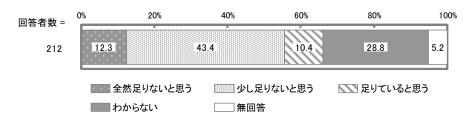
	配布数	有効回答数	有効回答率
一般調査	400 通	212 通	53.0%
障がい者調査	700 通	330 通	47.1%

# (2)調査結果

### ① 地域社会における障がいのある方への対応や理解度

地域社会における障がいのある方への対応や理解度について、「全然足りないと思う」と「少し足りないと思う」をあわせた"足りないと思う"の割合が55.7%、「足りていると思う」の割合が10.4%となっています。

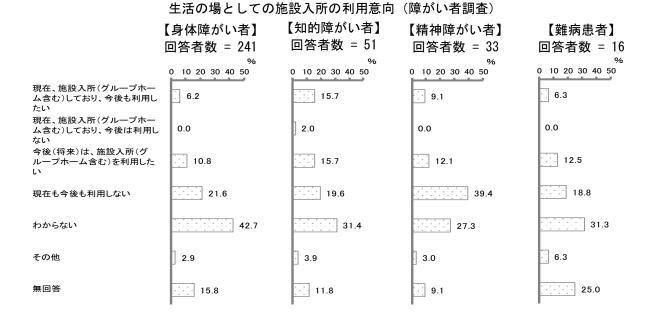
#### 地域社会における障がいのある方への対応や理解度 (一般調査)



# ② 生活の場としての施設入所の利用意向

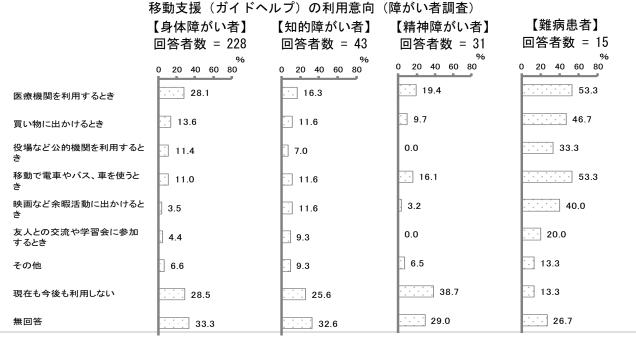
生活の場としての施設入所の利用意向について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、難病患者では、「わからない」の割合が最も高くなっています。

精神保健福祉手帳所持者では、「現在も今後も利用しない」の割合が最も高くなっています。



### ③ 移動支援(ガイドヘルプ)の利用意向

移動支援(ガイドヘルプ)の利用意向について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では、「現在も今後も利用しない」の割合が最も高くなっています。難病患者では、「医療機関を利用するとき」、「移動で電車やバス、車を使うとき」の割合が最も高くなっています。



### ④ 居宅介護 (ホームヘルプサービス) の利用意向

居宅介護(ホームヘルプサービス)の利用意向について、身体障害者手帳所持者、 療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では、「わからない」の割合が最も高くなっています。難病患者では、「今後(将来)は、ホームヘルプサービスを利用したい」 の割合が最も高くなっています。

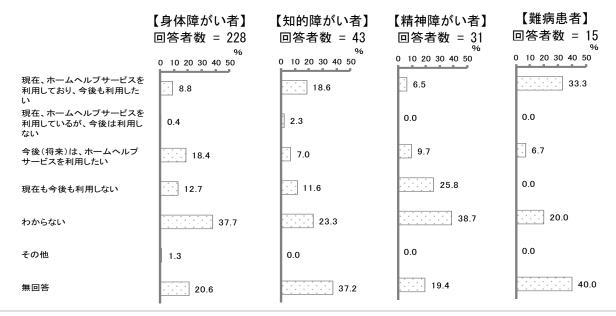
【身体障がい者】 【難病患者】 【知的障がい者】 【精神障がい者】 回答者数 = 15 回答者数 = 228 回答者数 = 43 回答者数 = 31 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 現在、ホームヘルプサービスを 6.7 0.0 0.0 8.8 利用しており、今後も利用した 現在、ホームヘルプサービスを 0.0 2.3 利用しているが、今後は利用し 33.3 今後(将来)は、ホームヘルプ 9.7 18.4 16.3 サービスを利用したい 0.0 29.0 20.9 現在も今後も利用しない 12.7 26.7 38.7 わからない 37.7 0.0 0.0 その他 0.0 1.3 無回答 22.6 33.3 25 6 20.6

居宅介護(ホームヘルプサービス)の利用意向(障がい者調査)

### ⑤ デイサービス (日帰りの通所) の利用意向

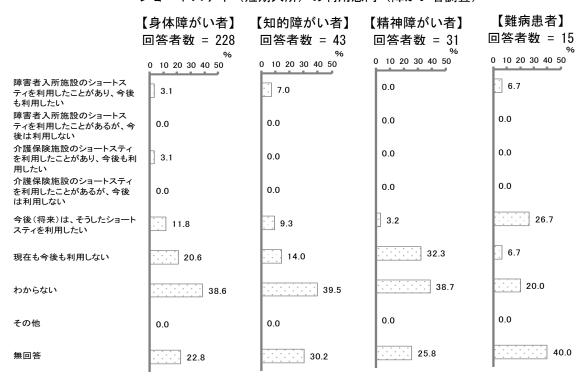
デイサービス(日帰りの通所)の利用意向について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では、「わからない」の割合が最も高くなっています。難病患者では、「現在、デイサービスを利用しており、今後も利用したい」の割合が最も高くなっています。

デイサービス (日帰りの通所) の利用意向 (障がい者調査)



### ⑥ ショートステイ (短期入所) の利用意向

ショートステイ(短期入所)の利用意向について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では、「わからない」の割合が最も高くなっています。難病患者では、「今後(将来)は、そうしたショートステイを利用したい」の割合が最も高くなっています。



ショートステイ(短期入所)の利用意向(障がい者調査)

#### ⑦ 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、身体障害者手帳所持者では、「知っている」の割合が41.9%、「知らない」の割合が36.5%となっています。療育手帳所持者では、「知っている」、「知らない」の割合が43.1%となっています。精神保健福祉手帳所持者では、「知っている」の割合が24.2%、「知らない」の割合が63.6%となっています。難病患者では、「知っている」の割合が43.8%、「知らない」の割合が37.5%となっています。

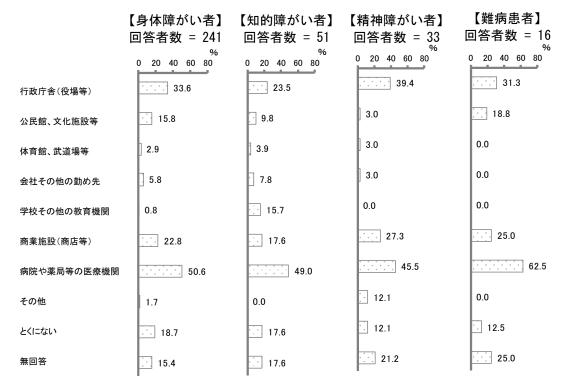
【難病患者】 【身体障がい者】 【知的障がい者】 【精神障がい者】 回答者数 = 16 回答者数 = 241 回答者数 = 51 回答者数 = 33 0 10 20 30 40 50 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 24.2 43.8 43.1 41.9 知っている 37.5 63.6 43.1 36.5 知らない 18.8 12.1 無回答 13.7 21.6

成年後見制度の認知度(障がい者調査)

# ⑧ よく利用する町内の公的機関や施設、民間事業所等について

よく利用する町内の公的機関や施設、民間事業所等について、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者、難病患者では、「病院や薬局等の 医療機関」の割合が最も高くなっています。

よく利用する町内の公的機関や施設、民間事業所等(障がい者調査)



# ⑨ 働く上で、必要な条件について

働く上で、必要な条件について、身体障害者手帳所持者では、「とくにない」の割合が最も高く、療育手帳所持者では、「障がいに対する周囲の理解があること」の割合が最も高く、精神保健福祉手帳所持者、難病患者では、「障がいに配慮した仕事であること」の割合が最も高くなっています。

【難病患者】 【身体障がい者】 【知的障がい者】 【精神障がい者】 回答者数 = 241 回答者数 = 16 回答者数 = 51 回答者数 = 33 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 0 20 40 60 80 21.2 12.5 障がいに配慮した仕事であるこ 5.4 7.8 0.0 12.5 障がいに配慮した勤務条件であ 1.7 5.9 0.0 0.0 0.0 1.2 工賃が妥当であること 6.3 0.0 障がいに配慮した設備が整って 0.0 1.2 いること 6.1 0.0 通勤手段があること 2.1 2.0 6.1 0.0 自宅で仕事ができること 6.2 2.0 障がいに対する周囲の理解が 12.1 6.3 25.5 あること 3.0 0.0 就労訓練が充実していること 0.0 3.0 0.0 その他 2.1 2.0 9.1 12.5 とくにない 28.2 21.6 39.4 50.0 無回答 48.1 33.3

働く上で、必要な条件 (障がい者調査)

# ⑩ 障がい者施策を進める上で、とくに力を入れるべきことについて

障がい者施策を進める上で、とくに力を入れるべきことについて、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者では、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」の割合が最も高く、精神保健福祉手帳所持者では、「年金など経済的な支援を充実する」の割合が最も高く、難病患者では、「障がいのある方の生活を支えるヘルパーや職員、ボランティアなどをたくさん育成する」の割合が最も高くなっています。

障がい者施策を進める上で、とくに力を入れるべきこと(障がい者調査) 【難病患者】 【身体障がい者】 【知的障がい者】 【精神障がい者】 回答者数 = 16 回答者数 = 241 回答者数 = 51 回答者数 = 33 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 0 10 20 30 40 50 障がいに対する町民の理解を 18.8 24.2 20.3 27.5 深めるような啓発活動を積極的 に行う 文化活動などを通じ、地域の 12.5 0.0 8.7 5.9 人々との交流を活発にする 31.3 気軽に何でも相談できるような 33.3 35.3 412 体制を充実させる 18.8 健康づくりや医療面での支援 21.2 28.6 21.6 サービスを充実させる 31.3 自宅で受けられる支援サービス 12.1 25.7 13.7 を充実させる 施設に入所、または通所して受 188 21.2 けられる支援サービスを充実さ 19.1 17.6 せる 障がいのある方の生活を支える 37.5 12.1 19.9 ヘルパーや職員、ボランティア 29.4 などをたくさん育成する 地域に住む人々が力を合わせ 6.3 て障害のある方を支えていく体 12.9 12.1 11.8 制づくりを進める 障がいの有無にかかわらず、誰 18.8 30.3 もが互いに人格と個性を尊重し 28 2 35.3 支え合って共生する 教育や就労など、自立に向けた 12.5 6.6 18.2 19.6 取り組みを充実させる 年金など経済的な支援を充実 31.3 42.4 32.8 する 住宅や交通機関など、暮らしや 25.0 21.2 25.3 13.7 すいまちづくりを進める 障がいのある方がまちづくり活 0.0 6.1 動に参画しやすい仕組みをつく 9.1 19.6 6.3 その他 6.1 8.0 2.0 0.0 とくに力をいれるべきことはない 0.0 8.0 2.0 6.3 わからない 15.2 10.0 11.8 25.0 無回答 15.2 14.5 157

21

# 第2編 障害者計画



# 計画の基本的な考え方

# 1/計画の基本理念・将来像

松田町では、障がいのある人のその人らしい自立と社会参画を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現と「ノーマライゼーション\*」と「ソーシャルインクルージョン\*」の推進のために以下の理念を掲げ、地域の基盤を整備していくものとします。

#### [ 基本理念 ]

障がいのある人ない人に関わらず、だれもが社会の一員として 地域のなかで、普通に生活できる社会、障がいのある子ども・ 障がいのある人・地域・町がともにつくる、 共生・協働する社会の実現を目指します

上記の理念を踏まえ、本計画の「将来像」を以下のとおりに定め、本計画を推進していきます。

#### [ 将来像 ]

# 障がいのある子ども・障がいのある人が社会の一員として、 自分らしく自立した生活が送れる地域社会の形成

- \*ノーマライゼーション:障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるという考え方です。
- \*ソーシャルインクルージョン:障がいの有無に関わらず地域で当たり前の生活を送ることができるよう、共に生きる福祉社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念をより広く、深くしていこうとする考え方で、「共に生き」さらに「共に支え合う」社会を目指すものです。

# 2/計画の基本方針

基本理念の実現にあたり、以下の6つの基本方針を掲げ、障がいのある人が安心して自立 した生活ができる地域づくりを目指します。

# ( I ) 理解·交流

障がいに対する相互理解の促進のため、広報紙等を利用した周知活動や関係機関等の場を利用した交流の推進を図ります。また、障がいのある人への障がい福祉に関するサービスの周知や色覚障がい等の多様な障がいに応じた広報活動による情報提供を推進し、障がいのある人・ない人への各種情報の提供と交流の促進を図ります。

# (Ⅱ) 生活支援・相談体制

相談窓口の充実やピアカウンセリングの推進等、障がいのある人に対する相談体制の充実を図り、関係機関との連携によって虐待防止や権利擁護、障がい高齢者へ支援の充実を図ります。また、各サービス利用手続きの簡素化等、在宅生活に対する支援の促進、障がいのある人の日常生活を支援する各種サービスを充実・推進します。

# (Ⅲ) 保健・医療

障がいのある人の健康診断や各種健康診査を実施する等、予防支援・指導の充実に努めます。また、訪問診療・訪問看護の充実、医療費の軽減対策等、医療計画とも連動した二次医療圏での医療体制の整備を推進します。

# (IV) 教育·療育

障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援として、幼児期の療育相談や就園・就学相談、 学童期の相談体制等について充実を図り、障がいのある子どもの健やかな成長を目指すため、 民間保育所等の関係機関との横断的な連携を深め、適切な教育・療育が行える体制づくりを 促進します。

# (V) 生活環境·防犯防災体制

ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、各種施設のバリアフリー化や交通機関の整備を推進します。また、町では協定に基づく避難場所の確保や災害時対応マニュアルの作成、緊急時連絡体制を整備する等、緊急時に速やかに対応できる体制づくりを促進します。

# (VI) 雇用・社会参加

障がいのある人が社会参加をする権利を守るため、関係機関等との連携を強化し、地域に おける就労への支援を行うことにより、障がいのある人の職業的自立を促進します。また、 選挙について、投票しやすい環境づくりやまちづくりへの参画機会の拡充等を促進します。

# 3 施策の体系と展開

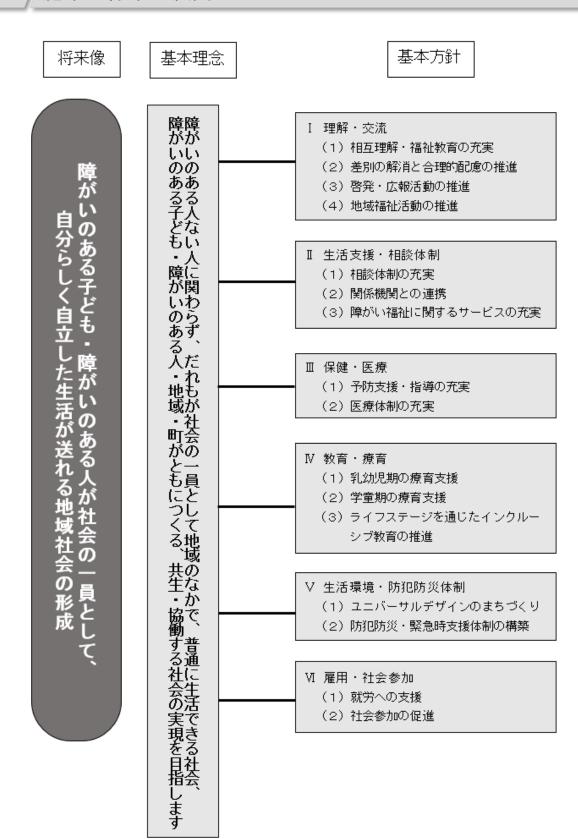


図 5 施策の体系と展開



# 基本計画

# 基本方針 I / 理解·交流

# (1) 相互理解・福祉教育の充実

#### ① 障がいの理解の促進

町民に対して、障がいの特性や障がいのある人への配慮等について広報誌や人権教育・人権講座等を通じて、理解の促進を進めます。

今後も引き続き、広報活動等を実施していきます。

#### ② 障がいのある人への理解の促進

障がいの有無にかかわらず、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現のため、すべての町民が障がいについて理解し、障がいのある人に対して適切な支援ができるよう啓発活動に努めます。

引き続き、周知活動を実施し理解の促進に努めます。

### ③ 「障害者週間」の周知

「障害者週間」(12月3日~9日)を中心に、障がいや障がいのある人を取り巻く問題を町民が理解できるよう広報紙やポスター、松田町社会福祉協議会(以後、町社会福祉協議会)主催の「街角アートギャラリー」による周知等に努めます。

県西地区障害者文化事業は、平成30年度で37回目を迎える伝統ある事業であり、今後 も参加促進に向けた周知活動を行います。

#### ④ 交流教育の推進

保育園・幼稚園及び小・中学校において、障がいのある子どもとない子どもとの交流の推進を図ります。

より有効な交流の推進と、特別支援学級と通常の学級が共に高め合う交流の研究を進めます。

### ⑤ 福祉教育の推進

町社会福祉協議会と連携しながら、学校教育及び社会教育等福祉に関する学習の推進を図ります。学校教育では福祉教育の推進とその定着化等、社会教育においては出前講座を含む各種講座・教室を開催し、相互理解と福祉教育の充実を推進します。

#### ⑥ 団体の育成

障がいのある人がスポーツ・文化等の活動に広く社会参加しやすくなるよう、障がい当事者団体の育成を進め、情報提供や補助金等による活動の支援を行います。

引き続き、事業を継続し支援を行います。

### ⑦ 国際交流等

障がいの状況に応じ国際交流、国際協力への理解と参加を促進します。 今後、障がいの有無に係らず参加できる事業推進について検討します。

### ⑧ 手話・録音・誘導ボランティアの確保・養成

町社会福祉協議会と協力して体験会開催や活動の宣伝等を行い、手話・録音・誘導ボラン ティアの確保・養成を行います。

今後もボランティア体験を含む事業を継続し、人材の確保を図ります。

### ⑨ 職員研修の充実

行政職員の福祉・障がいに対する理解の促進を図るため、さまざまな研修機会を設けます。 引き続き、研修企画に配慮し障がいを理解する職場の環境づくりを進めます。

# (2) 差別の解消と合理的配慮の推進

#### ① 「障害者差別解消法」の周知と推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、引き続き町民に対して、広報紙等で「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」の周知と推進を行います。

また合理的配慮について、町役場においては研修等を通じ職員に徹底させ、町内の商店や旅館、事業所等に対しては自主的な取り組みを促すよう広報紙等で周知を行います。

# (3) 啓発・広報活動の推進

### ① 障がい福祉に関するサービス内容の周知の徹底

町広報紙等の各種紙媒体やインターネットホームページ等、多様な方法・媒体によって障がい福祉に関するサービスの周知を図り、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにします。 引き続き、理解しやすい内容で障がい福祉に関するサービスを周知します。

### ② 広報活動の充実

録音ボランティアによる「声の広報」や点訳ボランティアの協力による「点字の広報」、 色覚障がいのある人に対する配慮(カラーバリアフリー\*)等、障がいに応じた適切な広報 手段の充実を推進します。

引き続き、障がいに応じた適切な広報活動による情報提供の充実を図ります。

\*カラーバリアフリー:色覚障がい者にも配慮した色彩で表現するという考え方です。

#### ③ 保健・福祉の諸制度の普及

保健・福祉の諸制度を周知・普及するため『障害者のための制度案内』の作成を継続します。

今後も制度改正等のほか、適時に新たな情報に更新し、普及活動を継続していきます。

## ④ 通信機器による情報提供の促進

障がいのある人が、様々な手段から情報を入手できるよう、インターネットホームページ や電話・ファクシミリ等、多様な通信機器利用による情報提供の充実を進めていきます。

### ⑤ 福祉機器の普及

多くの方に広く、障がいの種別に対応した福祉機器の展示・紹介を行い、普及を行います。 学校教育においても福祉機器に触れる機会を増やしていきます。

# (4) 地域福祉活動の推進

### ① 町社会福祉協議会の活動支援

民間福祉活動の支援として、町社会福祉協議会活動の充実を支援します。また、ボランティア活動等の広域化を図るため、広域的な連携の強化を支援します。

引き続き、町社会福祉協議会と連携してボランティア活動を支援します。

### ② 手話ボランティア活動の促進

聴覚障がいのある人の活動や社会参加を支援するため、手話講座の充実や手話ボランティアの確保に努め、その活動を促進します。

今後も継続的に講習会を実施し、手話ボランティアを確保していきます。

#### ③ 録音ボランティア活動の促進

視覚障がいのある人の知識の向上・情報の収集等を支援するため、録音ボランティアの確保に努めてその活動を促進し、「声の広報」等、障がいに応じた適切な広報手段の充実を推進します。

今後も現状の活動を維持し、会員の増加を目指します。

### ④ 誘導ボランティア活動の促進

視覚障がいのある人の活動や社会参加を支援するため、誘導ボランティア体験を通じて、 活動の促進を図ります。

今後も現状の活動を維持し、会員の増加を目指します。

# ⑤ その他のボランティア活動の促進

ボランティア活動の促進のため、町社会福祉協議会を中心にボランティアを確保していきます。また、ボランティアメニューの充実と登録システム等の充実を図ります。

さらに、ボランティア活動に参加する人材を広く募り、共生社会の実現を目指します。

### ⑥ ボランティアセンターの充実

町社会福祉協議会において事業推進しているボランティアの確保と育成、障がいのある人のニーズ等との調整を行います。また、各種情報の提供や相談等を行うための「ボランティアセンター」の機能充実を図り、その活動を支援するとともに、広域的なボランティア活動を促進していきます。また、ボランティア活動に参加する人材を広く募り、共生社会の実現を目指します。

### ⑦ 自主的活動の促進

障がいのある人の関係団体の育成を図るとともに、自主的に活動できるよう情報提供等の 支援を行います。

# 基本方針Ⅱ/生活支援・相談体制

# (1)相談体制の充実

#### ① 保健相談の充実

基幹相談支援センターを中心に、社会福祉士及び保健師による総合的・専門的な相談支援を行うとともに、保健福祉事務所等と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から切れ目ない保健相談支援を行います。

### ② 精神障がいのある人にも対応した相談支援体制の充実

精神障がいのある人も、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう基幹相談支援センターを核としながら、保健福祉事務所や精神科病院等と連携し、相談支援の充実を図ります。また、自立支援医療(精神通院医療)制度や精神障害者保健福祉手帳制度等の広報、普及を進めます。

引き続き、保健福祉事務所等との連携及び周知活動の充実を行います。

# ③ 地域における人権尊重の基礎づくり

障がいのある人の人権を尊重するため、人権教育・人権講座等により町民の意識啓発を行うとともに、人権に関する相談体制の整備・充実を進めます。

引き続き、普及啓発や人権擁護委員等相談体制の整備・充実等を行います。

#### ④ 障がい福祉に関するサービスの相談窓口の充実

障がいのある人や障がいのある子どもの抱える課題の解決や適切な各種サービス利用に 向けて、障がい福祉に関するサービスを利用するすべての障がいのある人及び障がいのある 子どもを対象に、相談窓口を設置しています。

今後も地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター並びに保健福祉事務所等と連携し、基幹相談支援センターを中心に地域ケア会議を開催するなど、総合的な相談体制の充実に努めます。

#### ⑤ 地域における相談活動の充実

相談活動において、訪問による相談を行い、その充実を図ります。また、民生委員児童委員やふれあい相談員等とも連携して、地域における相談活動を充実します。

今後も相談支援事業所・保健福祉事務所・民生委員児童委員・ふれあい相談員等と連携し、 相談の充実を図っていきます。

### ⑥ ピアカウンセリングの推進

障がいのある人の立場になっての適切な助言や生活設計支援を実現するため、県が指定する指定相談事業者への委託によって障がいのある当事者による相談(ピアカウンセリング)を継続して実施します。

今後も相談支援事業者に委託してピアカウンセリングの推進を行っていきます。

# (2) 関係機関との連携

#### ① 虐待防止ネットワークの推進

障害者虐待防止センターを中心に、入所施設との「被虐待障害者の緊急一時保護に関する協定書」を活用し、虐待防止ネットワークの推進に努め、人権侵害を防止します。

今後も虐待の通報を受けた場合は、町・県・医療機関等と連携をしながら虐待防止を推進 します。

### ② 日常生活自立支援事業・成年後見制度\*の推進

知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な人を援助するため、町社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、さらに意思表示が困難になった場合は「成年後見制度」の利用を支援します。

\*成年後見制度:判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援するための民法上に定められた制度です。

# ③ 高齢者福祉との連携の促進

障がいのある人への障害福祉サービスと高齢者への介護保険サービスで共通性のあるものについては、介護保険サービスを安心して利用できるよう連携を図ります。

今後も基幹相談支援センターと地域包括支援センター等とが連携して、障がいのある高齢 者への支援を進めていきます。

### ④ 専門機関との連携の確立

県や医療施設、障害福祉サービス提供事業所等との連携に努め、専門的相談や専門的サービスの提供を充実させます。

今後も必要に応じて、専門機関との連携を強化していきます。

### ⑤ 障がい福祉の情報の収集

足柄上地域自立支援協議会\*(以下、地域自立支援協議会)等により、障がいのある人に 対する施策に関する情報や相談の内容・障害福祉サービス実施状況の意見交換等により、障 がい福祉の情報を一元化し、効果的に提供します。

今後も定期的に近隣市町との意見交換会を実施し、連携して情報収集し、その集約に努めます。

\*足柄上地域自立支援協議会:相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たし、①障がい福祉に関する情報交換及び関係機関との連携及び協力②障がい福祉に関する広報及び啓発活動の推進③その他の障がい福祉に関し必要事項について、定期的な協議の場として、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町が共同で設置している協議会です。協議会の主要機関として、代表者会議、運営会議、専門部会(①児童発達支援部会②相談支援部会③就労支援部会④権利擁護部会⑤地域生活支援部会)、事務局が設けられています。(P74 関連)

### (3) 障がい福祉に関するサービスの充実

### ① 障がい福祉に関するサービス利用手続きの簡素化

障がい福祉に関するサービス利用に関する申請の簡素化を図る等、利用しやすい体制づく りを進めます。

### ② 各種年金・手当等の利用促進

障がいのある人の日常生活の安定のため、各種年金や手当等、経済的支援制度の利用の促進を図ります。

引き続き、相談者に応じて必要な制度を紹介し、利用へとつながるよう支援していきます。

### ③ 各種資金の貸付

障がいのある人の日常生活の改善や社会参加の促進のため、障害者福祉資金等の周知と利用を促進します。

今後も本人の状況に応じて、制度の利用を促進していきます。

#### ④ 在宅生活に対する支援の促進

在宅の方が利用できる障害福祉サービスの周知を行い、支援を必要とする人への利用の促進を行います。

今後も引き続き周知活動を行い、利用促進をしていきます。

## 基本方針Ⅲ/保健・医療

### (1) 予防支援・指導の充実

### ① 生活習慣病等の疾病の予防及び早期発見の推進

生活習慣の改善が必要な人に対しては保健指導の充実に努め、疾病の発症と重症化の予防を図ります。また、障がいのある人の健康診断や各種健康診査の機会均等を図り、生活習慣病等の疾病の予防と早期発見に努めます。

### ② 早期発見・早期対応の推進

障がいを早期に発見して、療育を進めるために、乳幼児健診や訪問指導等の母子保健の事業を推進します。

また、児童の発育発達の確認のため、乳幼児健診の未受診者対策を行います。

さらに乳児のいる家庭への全数訪問の実施、乳幼児健診・作業療法士・育児相談事業の充 実を図ります。

### ③ 歯科指導の推進

保健センター等での歯科指導の充実を図るとともに、障がいのある人に対応する歯科医療機関との連携の強化を図ります。

#### ④ 訪問指導の充実

訪問系サービスの充実を図り、対象者や家族・関係機関と連携しながら、訪問指導を必要とする人に対して、訪問指導を実施していきます。

### ⑤ 健康診査受診機会の充実

障がいのある人が健康診断を受けられるよう健診機会の確保を図り、受診を支援します。 また、医療機関との連携による健康管理の充実を促進します。

### (2) 医療体制の充実

### ① 訪問診療・訪問看護の充実

医療機関等による障がいのある人への訪問診療・訪問看護の充実や障がいのある人に対する広域的な医療体制の整備を促進します。

今後も、広域的に医療機関や行政との連携協力を推進します。

### ② 歯科診療体制の充実

障がいのある人の通院及び往診による歯科診療の充実を図るため、今後も足柄歯科医師会 と医療機関の協力や広域による歯科診療システムの充実を図っていきます。

歯科二次診療所についても同様に、今後も小田原歯科医師会や医療機関と連携していきます。

### ③ 医療費の自己負担軽減対策の推進

医療費の負担軽減のため、自立支援医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)や難病医療費助成制度の周知等により、その利用促進を図るとともに、適用対象の拡大を関係機関に要請していきます。

引き続き、周知及び関係機関への働きかけを行います。

## 基本方針IV/教育·療育

### (1)乳幼児期の療育支援

### ① 療育相談・指導の充実

保健センターにおける保健師等専門職員による療育相談や親子教室等の指導の充実を図ります。また、児童相談所や保健福祉事務所、障害児通所支援事業所等、関係機関との連携の強化、支援の充実を図ります。

今後も庁内関係課の横断的な連携や療育教室事業を通じて、早期の療育相談・指導を行っていきます。

### ② 保育園における受け入れ体制の充実

保育園における障がいのある子どもの保育を促進するため、民間保育所と連携をとりなが ら施設の改修・整備や保育士の研修等の受け入れ体制の充実に努めます。

民間保育所との連携を深め、施設の改修・整備や従事する保育士の充実を図ります。

### ③就学・就園相談の充実

就学や就園にあたって、障がいのある子どもに最も適した教育を保護者が子どもの適性と 子ども自らの意思を踏まえた選択ができるよう、就学指導、就園指導の充実を図ります。

今後も、関係機関とも情報交換を行い、教育相談・就学相談のスキルを高めていきます。

#### ④ 情報提供の充実

母子保健事業や保育園・幼稚園等との連携を図り、障がいのある子どもの保護者への情報提供を充実させます。

また、保育園・幼稚園、学校への指導・助言を行い、適切な就学指導・相談を行うとともに、関係機関との連携を充実させます。

### (2) 学童期の療育支援

#### ① 就学相談体制の充実

障がいの特性に対応したより適切な教育ができるよう、特別支援教育担当者の充実や関係機関との連携の推進等、校内就学相談体制を充実させます。

また、アセスメントや巡回相談の結果を有効活用し、相談体制を充実させます。

### ② 進路指導担当者の研修

進路指導の充実のため、担当者の研修を推進します。

幼稚園・小学校・中学校の連携をより充実させていきます。

### ③ 特別支援教育の充実

特別支援学級・特別支援学校等における教育を充実させます。

特別支援教育担当者の授業研究について、更なる充実を図ります。

### ④ 教職員の研修の充実

小・中学校における特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育担当者をはじめ全教職 員に対し、学習障害も含めた専門的な研修を強化する等、教職員の指導力の向上を行います。

全教職員が障がい及び障がいのある人への理解を深めて児童・生徒に応じた支援ができるよう、今後も継続して校内研修等を充実させます。

### ⑤ 介助員・学習支援員の配置

特別支援を必要とする児童・生徒に介助員を付け、支援体制を充実させます。 今後も適正な配置ができるよう、配慮していきます。

### ⑥ 児童・生徒との交流の推進

学校教育において通常学級に通う児童・生徒と障がいのある児童・生徒との交流について、 個別支援計画に基づき推進します。

### ⑦ 地域社会との交流の推進

障がいの有無に関わらず、児童・生徒と地域社会との交流を推進します。また、そのため に地域における高齢者等の人材の活用を図ります。

道徳の授業等でも地域の人々をゲストティーチャーとして招き、交流を図ります。

### ⑧放課後児童対策

障がいのある子どもの放課後児童対策(学童保育)については、ニーズを踏まえながら受け入れを検討します。

障がいのある子どもの受け入れは、人材確保や施設改修などが必要となり、受け入れ困難なケースも想定されますが、必要に応じて適切な保育環境を提供できるよう、関係機関と連携を行いながら実施していきます。

## (3) ライフステージを通じたインクルーシブ教育\*の推進

### ① インクルーシブ教育の推進

神奈川県のインクルーシブ教育の考え方に基づき、一人ひとりの状況に応じた学習形態、 キャリア教育\*等を実践していきます。

- \*インクルーシブ教育:支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つという考え方です。
- \*キャリア教育:一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促すという考え方です。

## 基本方針 V / 生活環境 · 防犯防災体制

### (1) ユニバーサルデザイン\*のまちづくり

### ① 町営住宅の整備

町営住宅の整備の際には、ユニバーサルデザインに配慮していきます。

\*ユニバーサルデザイン:あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方です。

### ② 施設の整備

障がいのある人のスポーツの振興や文化活動の促進等を図るため、障がいのある人の利用 に配慮した施設の整備を推進します。

引き続き、改修工事を行う場合等に障がいのある人に配慮した施設整備を推進します。

### ③ 公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいて既存の公共施設の点検を行い、 新築、建て替え等の機会にバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を推進します。

### ④ 民間施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化

人の集まる民間施設(公共的施設)について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり 条例」に基づいた整備を関係機関に要請していきます。

今後も施設改修時に、障がいのある人に対応した整備とするよう要請していきます。

### ⑤ サイン・標識等の改良

障がいのある人が公共施設等の案内を識別できるよう、カラーバリアフリー等にも配慮したサインや標識等の改良を推進します。

今後も施設改修時に障がいのある人に対応したデザインとするよう要請・改良していきます。

#### ⑥ 公園の整備

ゆとり空間であると同時に防災拠点となる公園のバリアフリー化、併せて多目的トイレの 整備に努めます。

今後も、順次、改修時に見直していきます。

### ⑦ 水辺空間等の整備

障がいのある人が水に親しめるよう、その利用に配慮した親水広場等の整備を行います。 今後も水辺空間等の在り方を検討し、改善に努めます。

### ⑧ 路線バスの充実

障がいのある人の交通の利便性の向上を図るため、障がいのある人が利用しやすい車種の 導入や停留所の整備改善に関して関係機関への働きかけを推進します。また、運賃について も障がいのある人の利用促進のため、今後も継続して減免制度を推進します。

今後も減免制度の継続実施を働きかけ、ノンステップバスの更なる普及に努めます

### ⑨ 障がいのある人に配慮したタクシーの促進

タクシー会社に対して障がいのある人の利用に関する運転手研修や改造車両の導入を働きかけ、障がいのある人に配慮したタクシーを充実させます。

### ⑩ 身体障害者補助犬法の周知

「身体障害者補助犬法」の内容について公共施設・商店・旅館・民宿等へ周知し、その実現を図ります。

引き続きリーフレット等により、普及啓発を行います。

### ⑪歩道の整備

障がいのある人が外出しやすい道路づくりを進めるため、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を基本として幅の広い歩道の設置や段差の解消等を行います。

今後も、継続して歩道の整備に努めます。

### ① 駐車場の整備

歩道上への違法駐車の解消を進めるため、公共施設等の駐車場整備や身体障がいのある人 用の駐車スペースの整備を行っていきます。

今後も、順次改修時には、駐車スペースを見直していきます。

### (2) 防犯防災・緊急時支援体制の構築

#### ① 避難場所の確保

緊急時に、学校施設等の公共施設を含む避難場所が障がいのある人にとって安全な生活の場となるよう配慮し、その整備確保に努めます。また情報伝達や意思疎通、移動の介助など、それぞれの障がいの特性に配慮した支援を行えるよう、防災訓練等を通じ啓発、訓練に努めます。

今後は、点字ブロックやスロープ・トイレ等についても整備・充実を図っていきます。

### ② 避難道路の確保

災害時には避難場所までの道路の確保、啓開\*や沿道の整備等を進めていきます。

\*啓開:切り開くこと。災害時では応急復旧を実施する前に、道路啓開をすることにより、救援ルートを確保します。

### ③ 緊急時連絡体制の推進

自治会や民生委員等の地域との連携による災害時避難行動要支援者名簿への登録を促進 し、緊急時の速やかな安否確認や避難等の支援体制づくりを推進します。

引き続き、災害時避難行動要支援者名簿の活用体制を高め、緊急時に対応できるよう整備していきます。

### ④ 自主防災組織の整備

災害時にはその初動体制として地域における住民自身による行動と活動が重要であることから、「地域防災計画」の施策・事業と連携を図りながら、自主防災組織における障がいのある人の安全に配慮する意識を醸成していきます。

### ⑤ 災害ボランティアの充実

町は防災体験講座等により福祉救援ボランティアの充実を図り、災害時のボランティア活動の充実を目指します。

今後も継続して、県が主催する災害ボランティアコーディネーター講座に参加するなど体制整備を行います。

また、災害時には、町社会福祉協議会との協定により、災害ボランティアセンターが設置 されます。

### ⑥ 災害時避難等への支援

障がいのある人が災害時に的確に避難等の対応ができるよう、災害時避難行動要支援者名 簿を自主防災会で活用し、障がいのある人の安全確保に努められるよう指導、支援を行いま す。

今後も定期的に災害時避難行動要支援者名簿を更新し、その活用について啓発します。

また、町の防災の観点から、災害時の各種対応マニュアルを防災訓練においても活用できるものとして、普及します。

### ⑦ 緊急通報体制

聴覚障がいのある人等が、緊急時メールにより 119 番通報できるよう、小田原市消防本部と連携していきます。

### ⑧ 安心メールの活用

事前に登録した携帯電話またはパソコンのメールアドレスに、防犯防災等の情報をリアルタイムに配信し、障がいのある人等も含めた町民の安全・安心を確保していきます。

### ⑨ 町防犯ボランティア団体との連携

防犯ボランティア連絡協議会を開催し、夜間の防犯パトロールや児童の下校時の見回りを 行っている町防犯ボランティア団体と情報共有や意見交換を行い、町の防犯に努めます。

## 基本方針Ⅵ/雇用・社会参加

### (1) 就労への支援

### ① ハローワーク等との連携の推進

障がいのある人の職業的自立を促進するため、ハローワークや県指定の相談機関等との連携を強化し、地域における各種の相談支援を推進します。

引き続き職業安定所で行われる面接会の実施や対応が難しい事例は検討会議等を開催して支援します。

### ② 行政職員の雇用の推進

町役場における障がいのある人の雇用を図り、法定雇用率の維持に努めます。 今後も、障がいのある人の雇用の推進を図ります。

### ③ 民間における就労の促進

民間企業等において障がいのある人の就労を促進するため、ハローワークが行う事業との 連携強化を進めるとともに、広報紙等による周知等の充実を図ります。

引き続き、関係機関との連携強化を進めるとともに周知活動等を勧めます。

#### ④ 雇用環境の整備支援

民間企業等における障がいのある人の雇用や職場適応を容易にするため、県指定の相談機 関による職場適応援助者(ジョブコーチ)事業等との連携を促進します。

今後も障害者支援センターと連絡を密にし、障がいのある人の雇用の促進を行います。

#### ⑤ 地域活動支援センターの整備の推進

地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通所により創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を進めます。

今後も近隣市町と調整し、委託により地域活動支援センター事業を実施していきます。

### (2) 社会参加の促進

### ① 投票しやすい環境づくり

選挙について、障がいのある人が投票しやすい環境づくりを一層推進していきます。 すべての投票所において、障がいのある人に対応できる環境づくりを推進していきます。

### ② 障がい者の参加機会の拡充

障がいのある人に関する事業の企画運営について、障がい者本人の参加機会の拡充を図ります。

また、県や市町村が主体となって実施している「神奈川県障害者スポーツ大会」、「みんなのつどい(スポーツ大会)」、「障害者文化事業・作品展」、「ちいき・ふくし博」や町社会福祉協議会が主体となって実施している「街角アートギャラリー」、「ふくしあったかフェスタ」等の行事や活動への参加を促進します。

### ③ 障がい者に配慮した講座・教室等の諸事業の実施

講座や教室等、障がいのある人向けの事業や障がいのある人も参加できる事業の充実を図 り、参加機会の拡充を進めます。

引き続き、障がいのある人が参加できる機会の拡大に努めます。

### 4) まちづくりへの参画機会の拡充

まちづくりにおいて、障がいのある人の意向が反映できるよう、障がい当事者の参画システムの確立を進めます。

引き続き、計画の策定や施設の整備等に障がいのある人の意向が反映されるよう努めます。

### ⑤ 住民参加による推進体制の整備

当計画に基づき、障がいのある人の社会参加を促進し、その権利を擁護していくため、制度や分野ごとの「縦割り」や支援の「支え手」「受け手」という関係を超え、地域の様々な課題を「我が事」として捉え「丸ごと」支えられるよう、地域住民と地域の様々な主体が繋がり、共に地域を創っていく体系の強化を進めます。

# 第3編 障害福祉計画 • 障害児福祉計画



## 基本的な視点及び考え方

## 1 基本的視点

第4期障害福祉計画では、「自己決定と自己選択の尊重と支援」、「共生、協働する社会の創造」、「安全で快適に暮らせるまちの実現」の3つの基本的な考え方を掲げてきました。

第5期障害福祉計画においては、第4期障害福祉計画の基本理念を継承しながら、国の基本指針を踏まえ、障がい児への発達支援に関する考え方を反映しました。

## 1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重と支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

また、障がいのある人が自分で住む場所を選び、必要とする障害福祉サービスやその他の 支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス の提供体制の整備を進めます。

## 2 共生、協働する社会の創造

障がいの有無にかかわらず共に地域で生きていくため、お互いに人格と個性を尊重し、差別の解消に向けた取り組みを進め、制度や分野ごとの「縦割り」や支援の「支え手」「受け手」という関係を超え、地域のあらゆる住民が「我が事」として主体的に取り組み、共に地域を創っていく地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、日常生活を営む上で医療的ケアが必要な障がい児が、円滑な支援を受けられるよう、 包括的な支援体制を協議する場の構築も進めます。

### 3 安全で快適に暮らせるまちの実現

障がいのある人にとって身近な町を障害福祉サービスの実施主体とし、難病の患者も含め 障がい種別にかかわらず、必要なサービスを受けることができるよう、県の支援などを通じ て障害福祉サービスの基盤整備と質の向上を図り、充実に努めます。

また、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活継続の支援、 就労支援等に対する体制整備といった課題に対応するため、障がいのある人の生活を地域全 体で支えるシステムを実現します。そのために、身近な地域におけるサービス拠点づくり、 地域社会やボランティア、民間、NPOなどによるインフォーマルな援助活動など、地域の 社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。特に、地域生活支援拠点等の整備にあた っては、障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えた体制を作り、中長期的視点に 立った継続的な支援を行っていきます。

さらに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築も進めるなど、障害福祉サービスのさらなる充実に努めます。

## 4 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童に対し早期支援ができるよう、町が障害児通所支援及び障害児相談支援の実施主体となり、障がいの種別にかかわらず、必要なサービスを受けることができるよう、県の支援などを通じて障害児通所支援等の基盤整備と質の向上を図り、充実に努めます。

また、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を行うことで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を進めます。

# 2 / 障害福祉サービス等の基盤整備にあたっての基本的考え方

第5期障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方は、国の基本指針を踏まえ、次のとおりとします。

### 必要な訪問系サービスの確保

障がいのある人が地域で生活をしていく上で必要とされる訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)の確保に努めます。

## 障がい者の希望する日中活動系サービスの確保

障がいのある人が希望する適切な日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労就移行支援、労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター)の確保に努めます。

## 地域生活への移行及び維持の支援

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるとともに、地域自立支援協議会と協力して、地域生活支援拠点等の整備を行います。

## 福祉的就労から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業や就労定着支援等の推進により、福祉的就労から一般就労への移行 及び職場定着を進めるとともに、福祉的就労施設における雇用の場の拡大を図ります。

## 相談支援の提供体制に対する支援

障がいのある人が希望する地域で自立した生活が営めるよう、地域生活への移行や地域定着、相談支援体制の構築に努めます。また、これら支援体制の整備を図るため、関係機関・団体等により構成された協議会を設置し、地域の課題解決に向け取り組んでいきます。

## 障がい児支援の提供体制に対する支援

関係機関が連携を図り、障がいのある児童やその家族のニーズに応じた専門的で一貫 した支援を行うとともに、すべての児童の地域社会への参加・包容の推進を図ります。

### 国が示す基本的な考え方

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働 大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものと されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

#### 1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的 な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点 に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。
- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進
- 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・相談支援体制の構築
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等
- 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、次に掲げる点に配慮して、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から 学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

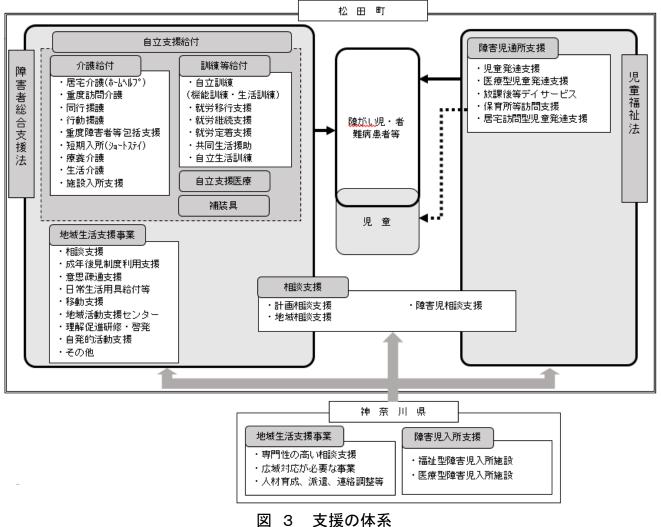
- ・ 地域支援体制の構築
- ・保健、医療、保育、教育、就労支援、障害福祉等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保



# 計画目標年次の目標値

## 障がい児・障がい者への総合的な支援体系

平成28年5月の障害者総合支援法の一部改正により、障がい者の望む地域生活の支援、 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上にむけた環 境整備等が定められました。これを受け、障害福祉サービスでは、新たなサービスの新設(就 労定着支援、自立生活援助)や既存のサービスの見直し(重度訪問介護、高額障害福祉サー ビス等給付費)等が行われました。また、障がい児及び支援を必要とする子どもを対象とし た事業についても、サービスの新設(居宅訪問型児童発達支援)や既存のサービスの見直し (保育所等訪問支援)のほか、医療的ケア児に対する関係機関の連携促進や障害児福祉計画 計画策定が義務付けられることとなりました。



## (1) 障害者総合支援法によるサービス体系

障害者総合支援法による障害福祉サービスは、主に、自立支援給付(表 1)、地域生活支援事業(表 2)、相談支援事業(表 3)があります。

表 1 自立支援給付体系

事業名	障害福祉サービス	サービスの内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者もしくは
		精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介
		護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、
		外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移
		動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護
		等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危
		険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居住介護等複数のサー
		ビスを包括的に行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も
	(ショートステイ)	含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓
		練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い
		ます。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事
		の介護等を行うとともに、創作的活動または生活活動の機
_		会を提供します。
	障害者支援施設での夜間	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の
	ケア等(施設入所支援)	介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期
	(機能訓練・生活訓練)	間身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い   + +
	<u> </u>	ます。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
_	就労継続支援	安な知識及び能力の向上のために必要な訓練を打います。 一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとと
	が力極枕又接 (A型・B型)	一般正来での机力が凶難な人に、働く場を提供すること
	(A至・B至)	もに、知識及び能力の同工のために必要な訓練を打いま   す。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があり
		す。 雇用失約を組み召室と雇用失約を組はない口室がめり     ます。
	【新設】就労定着支援	<del>ひす。 </del>   一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支
	[初成] 於力之省文[[8	接する事業です。施設の職員が就職した事業所を訪問する
		一ことで、障がいのある人や企業を支援します。
-	【新設】自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい
		のある人が一人暮らしを希望する人の居宅を定期的に訪問
		し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上
	(グループホーム)	の支援を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の
	·	必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さ
		らに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいとい
		うニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

## 表 2 地域生活支援事業体系

障害福祉サービス	サービスの内容
相談支援	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情
	報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援
	助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネ
	ットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用
	を助成します。
	また、法人後見の研修等を行います。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図るこ
	とに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や
	要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
	また、意思疎通支援を行う者を養成します。
日常生活用具給付等	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付
	又は貸与を行います。
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行
	います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流
	の促進等の便宜を図ります。
理解促進研修・啓発	障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援	障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

## 表 3 相談支援事業体系

事業名	サービスの内容		
計画相談支援	●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。		
地域相談支援	●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。		

## (2) 障がい児及び発達上支援の必要な子どもを対象としたサービス

障がい児及び発達上支援の必要な子どもを対象としたサービスは主に、次の通りです。

表 4 障がい児及び支援の必要な子どもを対象としたサービス

障害福	祉サービス	サービスの内容
障害福 障害児施設 (通所支援) 【松田町事業】	祉サービス 児童発達支援 <sup>※1</sup> 医療型児童発達支援 <sup>※2</sup>	サービスの内容  児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障がいがあっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 ②児童発達支援事業 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育
	放課後等デイサービス	回所利用の障がい児に対りる又接を打り身近な振育の場です。  学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。  保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保
	【新設】居宅訪問型児 童発達支援	育所等の安定した利用を促進します。 重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います
障害児施設 (入所支援) 【神奈川県事業】	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	従来の障がい種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障がい以外の障がいを受け入れた場合に、その障がいに応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。18歳以上の障害児施設入所者には、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供します。

※1 制度上、市町村の事業とされていますが松田町では圏域での事業とします。 ※2「医療型」とは、福祉サービスに併せて治療を行うものです。

表 5 障がい児及び支援の必要な子どもの相談支援事業体系

	事業名	サービスの内容
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害 児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービ ス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児 支援利用計画の作成を行います。
	継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

## 2/平成 32 年度の目標値

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成32年度末における地域生活移行の成果目標を設定するに当たり、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行し、施設入所者数を平成28年度末時点から2%以上の削減を設定するよう求めています。

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度末入所者数 (A)	17 人	平成 29 年 3 月 31 日現在の 入所者数
【目標値】 平成 32 年度入所者数(B)	16 人	平成 32 年度末時点の利用人員を 見込む
【目標值】 地域生活移行者数	1人	平成32年度末までに、施設から 地域生活に移行する者の数

### 【参考】福祉施設入所者の地域移行実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移行人数	1人	0 人	0人(見込み)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、平成32年度までに「①圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。この協議の場については、原因疾患の特性により、個別性が高いことが想定されるため、個別ケースに応じてケース検討会などを「②協議の場」として位置付けていきます。そのうえで、個別ケースから抽出された地域課題や行政区をまたがる圏域の課題については、地域自立支援協議会で課題を整理し、協議を行っていきます。地域自立支援協議会に「①協議の場」を機能付加し、協議会と専門部会の2層構造で協議の場を設け、精神障がいのある方の個別支援や地域生活の基盤強化を進めていきます。

項目	目標数値	考え方
地域包括ケアシステムの構築	1 圏域	平成32年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の 設置(足柄上地域で対応)

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」、「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の五つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

項目	目標数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成32年度末までに、障がい者 の地域での生活を支援する拠点等 の整備数(足柄上地域で対応)

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### ① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成 28 年度末における利用者数から2 割以上増加させることとされています。

また、就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業 所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることとされています。

さらに、就労定着支援事業による1年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上にすることとされています。

項目	目標数値	考え方
第 5 期計画策定時 年間一般就労移行者数	8人	平成 32 年度において福祉施設を 退所し、一般就労する者の数

### 【参考】福祉施設から一般就労移行への実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移行人数	1人	5 人	2人(見込み)

### ② 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設の利用者のうち、平成32年度中に就労移行支援事業を利用する人を3人以上にすることを目指します。

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度 移行支援事業利用者数	4 人	平成 28 年度末時点の利用人員
【目標値】 平成 32 年度 移行支援事業利用者数	6人	平成 32 年度末時点の利用人員

### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の指針では、就労移行事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすることを目指していますが、松田町内に該当施設がないため、目標値は設定しません。

### ④ 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業を開始した時点から1年後の職場定着率を、8割以上とすることを目標とします。

項目	目標数値	考え方
平成 31 年度 職場定着率	0 割	平成 31 年度末時点の定着率
平成 32 年度 職場定着率	10 割	平成 32 年度末時点の定着率

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村または各圏域に設置された児童発達 支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに全ての市町 村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村または市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1か所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。医療的ケア児の主治医の医療機関やレスパイト入院等で利用している医療機関は、足柄上地域にはない現状がありますが、医療的ケア児の対象者も少なく、必要な支援についても個別性が高い状況にあります。その協議の場としては、地域自立支援協議会児童発達支援部会において、医療的ケア児の個別支援や地域生活の基盤強化を進め、なお、地域自立支援協議会での全体協議も進めていきます。

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センターの設置	2か所 (設置済)	平成32年度末までに、児童発達 支援センターを設置する数 (県西圏域で対応)
保育所等訪問支援	1か所 (設置済)	平成32年度末までに、保育所等 訪問支援を利用できる体制の構築 (県西圏域で対応)
児童発達支援事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所を確保する数 (足柄上地域で対応)
放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所を確 保する数(足柄上地域で対応)



# 障害福祉サービスの見込み量と確保のための方策

## 1/自立支援給付

### (1)訪問系

### ① 居宅介護 (ホームヘルプ)

- ・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分1 (要支援程度)以上の人が利用の対象となります。

### ② 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、 外出時における移動支援等を総合的に行います。
- ・障害支援区分が区分4(要介護3程度)以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人が対象となります。

### ③ 同行援護

- ・外出時において、障がいのある人に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、(代筆・ 代読含む) 移動の援護等を行うサービスを提供します。
- 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が対象となります。

#### ④ 行動援護

- ・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・障害支援区分が区分3(要介護2程度)以上で、区分認定調査での行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上である人が対象となります。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

- 介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- ・常時介護が必要な人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護等の障害 福祉サービスを包括的に提供します。
- 障害支援区分が区分6(要介護5程度)に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知的障がいのある人が対象となります。

### 【 実績と見込み量 】

(上段:時間分、下段:人分)

	実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用時間	76	111	102	116	132	148
利用者数	10	11	12	13	14	15

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

身体介護や家事援助等の短時間の集中的な利用、重度訪問介護等の長時間滞在型サービス、 同行援護・行動援護等の外出時の援護など、ニーズに合った見込み量の確保のため、近隣のサービス提供事業者と連携を図ります。

### (2) 日中活動系

### ① 生活介護

- ・常に介護を必要とする人に、主に昼間に事業所で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとと もに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ・常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上の場合に対象となります。
- すべてのサービスの中で最もニーズの高いサービスであり、障がいのある人の充実した日中活動のために、創意と工夫に満ちた日中活動の場を確保する必要があります。

### 【実績と見込み量】

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値	
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	709	716	622	675	675	675
利用者数	36	35	32	34	34	34

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

生活介護は、自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付サービスを組み合わせて実施することが可能であり、近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

### ② 療養介護

・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び 日常生活の世話を行います。

### 【実績と見込み量】

(単位:人)

		実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用者数	0	0	0	1	1	1	

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス支援事業者との連携により、見込み量の確保とサービスの質の向上に努めます。

### ③ 自立訓練 (機能訓練·生活訓練)

•自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために 必要な訓練を一定期間行います。

### 【実績と見込み量】

#### ア 機能訓練

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値	
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	8	9	8	8	8	8
利用者数	1	1	1	1	1	1

#### イ 生活訓練

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値	
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	0	0	20	20	20	20
利用者数	0	0	1	1	1	1

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。また、就労移行支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ④ 就労移行支援

・一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。

### 【実績と見込み量】

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値	
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	20	73	60	78	97	117
利用者数	1	4	3	4	5	6

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。また、就労 継続支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑤ 就労継続支援(A型·B型)

•一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【 実績と見込み量 】

ア A型(雇用型)

(上段:人日分、下段:人分)

	実績値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	0	66	101	127	148	169
利用者数	0	3	5	6	7	8

#### イ B型(非雇用型)

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値	
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	448	453	467	540	571	617
利用者数	27	30	32	35	37	40

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス提供事業者との連携により、見込み量の確保とサービスの質の向上に努めます。 また、就労移行支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑥ 就労定着支援

・一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が 就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。第5期におい て新設されたサービスです。

### 【実績と見込み量】

(上段:人日分、下段:人分)

	実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	_	_	_	0	1	1

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス提供事業者の動向等に注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。また、就 労移行支援や就労継続支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑦ 短期入所(ショートステイ)

### ア 福祉型

・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護 等を行います。障害支援区分1以上の障がいのある人等が対象になります。

### 【 実績と見込み量 】

(上段:人目分、下段:人分)

		実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用日数	10	20	24	18	18	18	
利用者数	2	4	4	3	3	3	

### イ 医療型

・難病患者等や重症心身障者など医療的なケアが特に必要な方について、医療機関等で短期間夜間も含め、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### 【 実績と見込み量 】

(上段:人日分、下段:人分)

月平均	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	0	8	0	6	6	6
利用者数	0	1	0	1	1	1

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

地域で生活するために重要なサービスであるため、サービス提供事業者と連携を図りながら、 見込み量の確保に努めます。

### ⑧ 自立生活援助

• 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを希望 する人の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。第5 期において新設されたサービスです。

#### 【実績と見込量】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	_	_	_	0	0	1

### 【 サービス見込量の確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、目標量を確保していきます。 障がいの程度に応じて、関連サービスとの円滑な連携を図ります。

### (3)居住系

### ①共同生活援助(グループホーム)

• 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

### 【実績と見込み量】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	10	11	11	12	12	13

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

地域移行を円滑に進めるため、近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

### ② 施設入所支援

- 夜間や休日、施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人が対象になります。

### 【実績と見込み量】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	18	17	17	17	17	16

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス利用者のニーズを把握し、近隣の施設と連携を図りながら、入所調整を行っていきます。

## (4) 相談支援〔計画相談支援・地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)〕

### ① 計画相談支援

・サービス内容は、障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画 の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもので、利用者像は、障害福祉サービスまた は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある子どもとなりま す。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、利用 者のニーズを踏まえ、町が介護保険制度の居宅サービス計画(ケアプラン)に盛り込まれ た内容で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めず障害福祉サービス 等を利用することができます。

### ② 地域相談支援(地域移行支援)

・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障害者支援施設等に入 所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象 となります。

### ③ 地域相談支援(地域定着支援)

・ 常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。

### 【実績と見込み量】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値※		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①計画相談支援	10	14	14	14	14	14
②地域移行支援	0	0	0	0	0	0
③地域定着支援	0	0	0	0	0	0

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

障がいのある人の地域生活を支援していくために、相談支援事業者と連携して必要な情報 提供や利用者のニーズに対応していきます。

相談支援を実施する指定相談事業者の設置を進め、相談支援が必要な人が、障がいのある 人の相談ニーズを受け止めた質の高い相談支援が利用できるよう、事業を推進していきます。

事業実施にあたっては、相談支援事業者と連携して関係機関が参画した個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援体制の整備と充実を進めます。

<sup>\*</sup>目標値の0: これまでのサービス利用実績や地域の実情を踏まえて設定することとされているため、計画上は0となっています。

## 【 自立支援給付の見込み量一覧 】

				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1)訪問系	①居宅介 (ホー	↑護 ムヘルプ)	利用者数 (月平均人数)	13	14	15
	②重度訪問介護 ③同行援護		平均利用時間/人 (時間)	9	9	10
系	④行動投 ⑤重度障	<sub>競護</sub> 静がい者等包括支援	サービス見込み量 (月平均時間分)	116	132	148
			利用者数 (月平均人数)	34	34	34
	①生活介	1護	平均利用日数/人(日)	20	20	20
			サービス見込み量 (月平均人日分)	675	675	675
	②療養介	<b>↑護</b>	サービス見込み量 (年間利用者数)	1	1	1
			利用者数 (月平均人数)	1	1	1
	③自立訓練	機能訓練生活訓練	(日)		8	8
			サービス見込み量(月平均人日分)	8	8	8
2			利用者数 (月平均人数)	1	1	1
日			平均利用日数/人	20	20	20
中			サービス見込み量 (月平均人日分)	20	20	20
活動			利用者数 (月平均人数)	4	5	6
系	④就労和	8行支援	平均利用日数/人	20	19	20
			サービス見込み量 (月平均人日分)	78	97	117
			利用者数 (月平均人数)	6	7	8
	(5) 51*	A型	一 (日)		21	21
	労継		サービス見込み量(月平均人日分)	127	148	169
	⑤就労継続支援	利用者数 (月平均人数)		35	37	40
	1友	B型	平均利用日数/人 (日)	15	15	15
			サービス見込み量 (月平均人日分)	540	571	617

				平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	⑥就労定着支援		利用者数 (月平均人数)	0	1	1
	⑦短期2	入所	利用者数 (月平均人数)	3	3	3
<u>2</u>	(ショ-	ートステイ)	平均利用日数/人(日)	6	6	6
	ア福祉	业型	サービス見込み量 (月平均人日分)	18	18	18
日中活動系			利用者数 (月平均人数)	1	1	1
動系	イ医療型		平均利用日数/人(日)	6	6	6
			サービス見込み量 (月平均人日分)	6	6	6
	8自立空	<b>主活援助</b>	利用者数 (月平均人数)	0	0	1
3	②共同空	生活援助	サービス見込み量 (年間利用者数)	12	12	13
居住系	③施設入所支援		サービス見込み量 (年間利用者数)	17	17	16
<u>4</u>	①指定詞	計画相談支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	14	14	14
)相談支援	地域	①地域移行支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	0
支援	相談 支援	②地域定着支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	0

## 2 地域生活支援事業

### (1)相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う人からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がいのある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がいのある人の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

障がいのある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図るとともに、総合的な窓口を充実するため組織の充実と相談室の設置を検討します。さらに、各課・施設等において第一次的な相談を受けられるよう、職員の研修に努めます。また、福祉サービスに関する苦情の受付・対応についても検討を行います。

相談支援事業は、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)に分かれています。

さらに、松田町では、足柄上地区(1市5町)で共同実施している地域自立支援協議会の 充実を図り、よりよい支援体制の構築について取り組んでいきます。

### ① 障害者相談支援事業

・障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行う事業です。

### ② 市町村相談支援機能強化事業

- 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する ことにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
- ・具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難事例等への対応、地域 自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

### ③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

・住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望している障がいのある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等に関する支援を行う事業です。

### 【 実績と見込み量 】

### ① 障害者相談支援事業

(単位:箇所)

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区(1市5町)で共同実施

### ② 市町村相談支援機能強化事業

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有

※足柄上地区(1市5町)で共同実施

### ③ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

(単位:箇所)

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区(1市5町)で共同実施

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス利用の入口となる相談支援事業について、相談支援事業所同士の連携と各サービス 提供事業者との連携を深める機会の確保に努め、必要な情報の共有と的確な連絡調整を支援し ます。

今後は、相談活動を充実させるために民生委員児童委員等の支援体制を整備し、地域で気軽 に相談できる体制づくりとともに、適切な情報提供に努めます。

### 4地域自立支援協議会

地域の実情に応じた支援体制の整備を図るため、関係機関や関係団体、障がい者福祉、医療、教育または雇用に関する職務従事者やその他関係者により、地域の支援における課題や情報を共有し、よりよい支援体制について協議を行います。

#### 【実績と見込み量】

(単位:箇所)

	実 績 値			見 込 値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
実施箇所	1	1	1	1	1	1	

※足柄上地区(1市5町)で共同実施

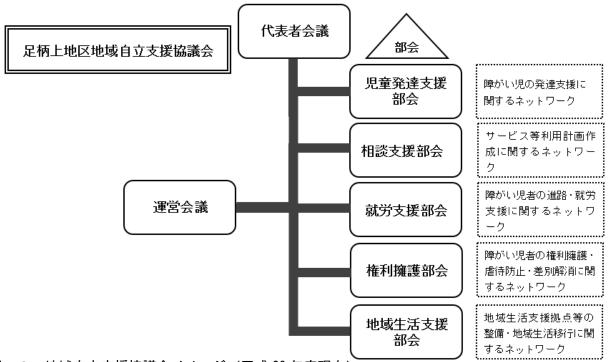


図 6 地域自立支援協議会イメージ (平成 29 年度現在)

### (2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及促進を図り、障がいのある人の権利擁護を図ります。また障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで成年後見制度の利用を支援します。

#### 【実績と見込み量】

(単位:件)

		実 績 値		見 込 値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用件数	1	1	1	1	1	1	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

成年後見制度に関する情報の周知を図り、成年後見制度の利用促進を図ります。

## (3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### 【 実績と見込み量 】

#### ① 手話通訳者派遣事業

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	4	6	5	6	6	7

#### ② 要約筆記者派遣事業

(単位:人)

	実績値			見 込 値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用者数	0	0	0	0	0	0	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や派遣元(神奈川県聴覚障害者総合福祉協会) や松田町意思疎通支援者登録者との連携を図ります。

### (4) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること により生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

#### 【実績と見込み量】

(単位:件)

		実 績 値		見 込 値			
年給付・貸与件数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
① 介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0	0	
② 自立生活支援用具	1	2	0	2	2	2	
③ 在宅療養等支援用具	2	2	1	2	2	2	
④ 情報·意思疎通支援用具	1	0	4	4	4	4	
⑤ 排泄管理支援用具	225	270	239	246	253	260	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	0	1	1	1	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や障がいの特性に合った日常生活用具の給付・ 貸与に努めます。

#### (5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより地域に おける自立生活と社会参加を促進します。

#### 【実績と見込み量】

(上段:人、下段:時間)

		実 績 値		見 込 値			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用者数	8	6	7	7	7	7	
年延べ利用時間数	271	448	727	727	727	727	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業所と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

#### (6) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うため、継続して事業者に委託することにより「地域活動支援センター」事業の充実を図ります。

#### ① 基礎的事業

・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うものです。

#### ② 機能強化事業

・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス等の事業を併せて行うことで、充 実した地域活動支援センター事業を実施します。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人分、箇所)

		実 績 値		見 込 値			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①甘琳的声类	利用者数	7	5	5	6	6	6
①基礎的事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1
②機能強化事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区(1市5町)で共同実施

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

足柄上郡 1 市 5 町町共同で県指定の相談支援事業者(開成町に設置している事業所)に委託 しており、継続的に見込み量の確保に努めます。

#### (7)理解促進研修・啓発

障がい者・児に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

※足柄上地区(1市5町町)で共同実施

#### (8) 自発的活動支援

松田町身体障害者協会等の障がい者・児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

### (9) その他

#### ① 日中一時支援事業

• 障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

#### 【 実績と見込み量 】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値			
月平均 平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用者数	6	6	6	6	6	6	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業所と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

#### ② 障害者住宅設備改良補助事業

・在宅の重度障がいのある人またはその保護者が、既存住宅の玄関や台所・浴室等を障がい に適するように改造する場合に、一定金額まで補助を行います。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	0	0	0	1	1	1

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

#### ③ 自動車燃料費助成事業

・障がいのある人本人またはその家族が運転する場合に自動車の燃料費を一定額助成し、障がいのある人の行動範囲の拡大を支援します。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

			実 績 値		見 込 値			
月平均		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
	利用者数	34	32	34	34	34	34	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

#### ④ 身体障害者用自動車改造費助成事業

・身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

#### 【 実績と見込み量 】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	0	0	0	1	1	1

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

#### ⑤下肢等障害者自動車運転訓練費補助事業

• 下肢等に障がいがある人が就労等に伴い自動車運転免許の取得する場合、免許取得に要する経費の一部を補助することにより、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

	実 績 値			見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	0	1	0	1	1	1

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

#### ⑥ 障害者福祉タクシー助成事業

- 福祉タクシー券を発行し、初乗り運賃分を助成します。
- なお、自動車燃料費助成事業に登録している場合には対象になりません。福祉タクシー券の交付か自動車燃料費の補助どちらかの助成になります。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	61	52	55	55	55	55

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

#### ⑦ 障害者施設通所交通費助成事業

・知的または精神障がいのある人が通所施設等に通所する際の交通費を助成し、経済的負担 の軽減と自立の促進を図るものです。

## 【 実績と見込み量 】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 平成 27 年度 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	22	27	29	33	36	40

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

## 【 地域生活支援事業の見込み量一覧 】

事業名	4	成 30	) 年度	<u> </u>	成 3	1 年度	平	成 32	2年度
(1)相談支援事業									
①障害者相談支援事業			1	1		1			1
②市町村相談支援 機能強化事業			実施有	実施有		実施有			実施有
③住宅入居等支援事業			1			1			1
④基幹相談支援センター			実施有			実施有			実施有
(2) 成年後見制度利用支援事業			1			1			1
(3) コミュニケーション支援事業									
①手話通訳者派遣事業			6			6			7
②要約筆記者派遣事業			0			0			0
(4)日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具			0			0			0
②自立生活支援用具			2			2			2
③在宅療養等支援用具	2		2				2		
④情報・意思疎通支援用具	4		4		4			4	
⑤排泄管理支援用具			246	253				260	
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)			1	1		1		1	
(5)移動支援事業	箇所	利用者数	年延べ 時間	箇所	利用者数	年延べ 時間	箇 所	利用 者数	年延べ 時間
	12	7	727	12	7	727	12	7	727
(6)地域活動支援センター事業	実施	箇所	利用者数	実施	箇所	利用者数	実施	箇所	利用者数
①基礎的事業		1	6		1	6		1	6
②機能強化事業		1	_		1			1	
(7) その他の事業	実施	箇所	利用者数	実施	箇所	利用者数	実施	箇所	利用者数
①日中一時支援事業		13	6		13	6		13	6
②障害者住宅設備改良 補助事業	-	-	1	-	-	1	_	-	1
③自動車燃料費助成事業	-	-	34	_	-	34	_	-	34
④身体障害者用自動車改造費 助成事業	_	-	1	_	-	1	_	-	1
⑤下肢等障害者自動車運転訓 練費補助事業	_	-	1	_	-	1	_	-	1
⑥障害者福祉タクシー 助成事業	-	-	55	_	-	55	_	-	55
⑦障害者施設通所交通費 助成事業	_	-	33	-	-	36	_	-	40

## 3 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

• 児童発達センター等の施設において、日常生活の基本的な動作の指導や知識技能の獲得、 集団生活への適応訓練などの支援を中心に、通所利用の障がい児への適切な療育の場を提 供します。

#### 【 実績と見込み量 】

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値		見 込 値			
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用日数	74	53	106	123	139	157	
利用者数	5	4	7	8	9	10	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

#### ② 医療型児童発達支援

・機能訓練、医学的管理下での支援が必要な児童に対して支援を行います。

#### 【実績と見込み量】

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

#### ③ 放課後等デイサービス

- ・障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
- ・療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる子どもが対象になります。

#### 【実績と見込み量】

(上段:人日分、下段:人分)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用日数	59	64	120	158	202	251
利用者数	8	8	12	14	16	18

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

#### ④ 保育所等訪問支援

・保育所等を訪問し、障がい児等に対して集団生活への適応に向けて専門的な支援を行います。

#### 【 実績と見込み量 】

(上段:人日分、下段:人分)

	実績値			見 込 値			
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
利用日数	0	0	0	0	0	0	
利用者数	0	0	0	0	0	0	

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

保育所等と連携し、保護者のニーズや就園児の障がいの特性に応じて支援を行います。

#### ⑤ 障害児相談支援

- 障がい児が障害児通所支援を利用する前に、支援サービスの利用計画を作成する「障害児 支援利用援助」と、通所支援開始後、定期的なモニタリング等を行うことで、効果的にサ ービスを利用するための「継続障害児支援利用援助」を行います。
- ・ なお、障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害 児相談支援の対象とはなりません。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

	実績値				見 込 値			
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
利用者数	2	3	5	7	8	10		

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

#### ⑥ 居宅訪問型児童発達支援

・重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。第5期において新設されたサービスです。

#### 【 実績と見込み量 】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	-	-	-	0	0	0

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

• 居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所との連携に努めます。

#### ⑦ 中等度難聴児発達支援事業

・中等度難聴児に対し、言語の習得、生活能力及びコミュニケーション能力等の向上に必要 な支援を行います。第5期において新設されたサービスです。

#### 【実績と見込み量】

(単位:人)

		実 績 値		見 込 値		
月平均	平成 平成 27 年度 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数	_	_	-	0	0	0

#### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。

## 【 障害児通所支援の見込み量一覧 】

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	利用者数 (月平均人数)	8	9	10
①児童発達支援	平均利用日数/人 (日)	15	15	16
	サービス見込み量 (月平均人日分)	123	139	157
	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
②医療型児童発達支援	平均利用日数/人 (日)	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
	利用者数 (月平均人数)	14	16	18
③放課後等デイサービス	平均利用日数/人	11	13	14
	サービス見込み量 (月平均人日分)	158	202	251
	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
<b>④保育所等訪問支援</b>	平均利用日数/人	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
	利用者数 (月平均人数)	7	8	10
⑤障害児相談支援	平均利用日数/人 (日)	1	1	1
	サービス見込み量 (月平均人日分)	7	8	10
	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
⑥居宅訪問型児童発達支援	平均利用日数/人 (日)	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
	利用者数 (月平均人数) 平均利用日数 / 人	0	0	0
⑦中等度難聴児発達支援事業	平均利用日数/人 (日) サービス見込み量	0	0	0
	ザービス見込み重 (月平均人日分)	0	0	0



## 障害福祉計画・障害児福祉計画の推進に向けて

## 1 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「松田町第5次総合計画 まちづくりアクションプログラム」や「松田町ふれあい計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)」「松田町障害者福祉計画」等の上位・関連計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関および庁内関係各課による連携を強化し、総合的な障がい者施策の展開に取り組みます。

## 2 / 国、神奈川県、近隣市町との連携

本計画の内容は、近隣市町と共同設置また共同委託など、松田町単独で対応できないものも含まれています。国や神奈川県の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

## 3/住民、民間団体、事業者との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開するためには、行政による 対応だけでなく障がいのある人の団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員、社 会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図 り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活の支援を充実していくためにも、保健・医療・福祉関係 等による連携を図ります。

## 4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

障がいのある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障がいのある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが適切かつ円滑に行われるよう、サービス提供事業者を支援するほか、松田町へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

なお、平成30年度から新たに創設されるサービスにおいても、早期に利用ができるようサービス提供事業者を支援するとともに、特に、障がい児支援においては、特定障害児相談支援事業者が保護者に対し、より質の高い充実した相談支援と情報提供に取り組めるよう支援に努めます。

## 5/計画の検証および評価の考え方

松田町の障がい者施策の総合的な展開・推進を図るために策定された「松田町障害者計画」に基づき、「松田町障害福祉計画」および「松田町障害児福祉計画」では、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しています。

この「松田町障害福祉計画」および「松田町障害児福祉計画」に位置付けた施策の進捗状況については、松田町障害者基本計画等策定委員会に時宜をとらえて報告し、専門的見地を含めた意見をいただき、評価を受けることにより、計画の効果的かつ継続的な推進に取り組みます。

# 資料編

## 1 / 相談窓口一覧

担当窓口	内 容	住 所	電話番号
障がい福祉全般に関	関する相談		
松田町福祉課	障がい福祉全般に関することで相談をお受けします。 ・障害者手帳の交付に関すること ・各種自立支援サービスの制度利用に関すること ・その他諸制度に関すること等	松田町松田惣領 2037	0465-83-1226
松田町基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核として、障がいのある人の総合的な相談をお受けします。 ・総合的、専門的な相談支援 ・地域の相談支援体制の強化 ・地域移行、地域定着の促進 ・権利擁護、虐待の防止	松田町松田惣領 2037	0465-83-1226
神奈川県立総合療育相談センター	福祉や医療等の専門スタッフが、子どもの心身の健全な発達に関する問題等について相談・診療・療育訓練を実施するとともに、身体障がいや知的障がいのある人に関する総合的な相談・判定・支援等を行っています。	藤沢市亀井野 3119	0466-84-5700 (代表)
神奈川県小田原保健 福祉事務所 足柄上センター	広域的・専門的拠点として、保健・医療・福祉に関する施策及び事業を実施しています。医師・歯科医師・保健師・社会福祉士・ソーシャルワーカー等の専門職種が勤務し、各種相談を受け付けています。 〔保健予防課〕 ・精神保健福祉に関すること ・難病に関すること等 〔生活福祉課〕 ・生活保護に関すること ・母子家庭等に関すること等	開成町吉田島 2489-2	0465-83-5111 (代表)
相談支援センターりあん	足柄上郡1市5町の相談支援事業所として委託 している事業所で、福祉サービスの利用援助・ピ アカウンセリング・成年後見制度の援助等、総合 的な相談支援を行います。また、毎月第1金曜日 に役場庁舎でりあん職員による出張相談を行っ ています。 ※町指定の相談支援事業所	南足柄市塚原 701-1 竹の子ビル1階	0465–20–5014
高齢者に関する相談	<b>Ď</b>		
松田町福祉課	高齢者福祉全般に関することで相談をお受け します。 ・介護保険の手続きに関すること等	松田町松田惣領 2037	0465-83-1226
松田町地域包括支援センター	高齢者の総合的な相談をお受けします。 ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談 ・権利擁護、高齢者虐待の防止 ・包括的、継続的ケアマネジメント支援	松田町松田惣領 2037	0465–83–1191

担当窓口	内 容	住	所	電話番号
子育てに関する相談				
松田町子育て健康課	乳幼児や児童について相談をお受けします。 ・児童福祉、母子福祉等に関すること ・児童手当に関すること ・母子保健、保健指導、要保護児童(児童虐待防止) に関すること等	松田町松田	日惣領 2037	0465-84-5544
松田町子育て世代包 括支援センター	妊娠や出産、子育ての様々な疑問や悩みについて相談をお受けします。 ・妊産婦、乳幼児等の実情の把握 ・妊娠、出産、子育てに関する相談対応による情報の提供、助言、保健指導 ・支援プランの策定 ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整	松田町松田	日惣領 2037	0465–84–5544
松田町子育て支援センター	子育ての不安を解消するため、親子交流の場の提供及び相談指導を行います。育児講座の開催や健康 に関する相談、育児に関する情報提供を行います。	松田町松田 1192-5	1惣領	0465-83-3088
神奈川県 小田原児童相談所 子供支援課	児童福祉法に基づき、18 歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じる機関です。本人・家族・学校の先生等の地域の方々からの相談に応じます。・養育上の相談・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・性格やしつけの相談・不登校の相談等	小田原市家 小田原合同		0465-32-8000 (代表)
地域福祉に関する村				ı
民生委員児童委員	町民の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、各種相談への対応、行政や関係機関との調整等必要な支援を行っています。	松田町松田	日惣領 2037	0465-83-1226
松田町社会福祉協議会	社会福祉の普及と、福祉関係団体が行う福祉活動の連絡調整、ボランティア活動の推進・擁護を行っています。 ・福祉サービスへの利用支援 ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金、緊急生活資金の貸付等	松田町松田 健康福祉七		0465-82-0294
就労に関する相談				
障害者支援センター ぽけっと	障がいのある人の就労に向けての相談や、職場定 着支援・企業支援等就労に関する相談を受け付けて います。 ※町指定の地域就労援助センター事業所	小田原市曽	計比 1786-1	0465-39-2007
ハローワーク 松田公共職業安定所	事業主の方に積極的に雇用していただけるよう、職域開拓・雇用管理・職場環境整備・特例子会社設立等についてのご相談をお受けしています。障害者試行雇用(トライアル雇用)、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、職場適応訓練、障がいのある人の態様に応じた多様な委託訓練及び各種助成金(特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金)のご案内も行っています。	松田町松田	3惣領 2037	0465-82-8609

担当窓口	内容	容	住 所	電話番号
心の問題に関する相	淡			
神奈川県精神保健 福祉センター	保健・医療・福祉等の専門 いのある人の保健・医療・福祉 門的な相談や支援・援助に応	祉を推進するために専	横浜市港南区 芹が谷 2-5-2	045-821-8822
こころの電話相談	こころの健康についてお情けします。「こころの病気かと 談すればよいかわからない」 ます。	どうか心配」「どこへ相	0120-821-606 月~金曜 9:00 く) ※受付は 20:4	J~21:00(祝日を除 5まで
依存症電話相談	アルコールや薬物等の依存 友人及び関係機関の方々から 談をお受けします。情報提供 等も行います。	ら、依存症に関する相	045-821-6937 月曜 13:30~1	6:30 (祝日を除く)
自死遺族電話相談	自死で身近な方をなくされ 方々からの相談をお受けしま		045-821-6937 水・木曜 13:3 く)	0~16:30(祝日を除
ピア電話相談	精神障がいのある当事者が して統合失調症の方の日常的 をお受けします。		045-821-6801 金曜 13:30~1	6:30 (祝日を除く)
横浜いのちの電話	人生・家族・対人関係等さて、所定の研修を終了した記す。名前をいう必要はありまは守ります。	忍定者が相談に応じま	045–335–4343	(24 時間受付)
その他専門的な相談				
かながわ成年後見推進 センター	身近な地域における成年後に、当事者・家族からの相談や相談機関に対する専門的助ます。	や出張説明会、市町村	横浜市神奈川  鶴屋町 2-24-2	UΔη-317-η/XX
神奈川県 ライトセンター	視覚障がいのある人に対しる情報の提供や点字・録音図活に必要な各種相談・指導、7成等を行っています。	書の貸し出し、日常生	横浜市旭区 二俣川 1-80-2	045-364-0023
神奈川県 発達障害支援センター かながわエース	発達障がいのある人に対す う機関です。自閉症等の特権 人・子どもに対する支援を総域(横浜市・川崎市・相模原で、制度の狭間にあって従来なかった自閉症等の発達障が への支援をしています。	写な発達障がいのある 合的に行い、神奈川県 市を除く)の拠点とし 来の施策では対応でき	中井町境 218 中井やまゆり 内	園 0465-81-3717
神奈川県聴覚障害者福祉センター	聴覚に障がいのある人に対 や日常生活に必要な情報の挑聴覚に障がいのある幼児の与す。また、字幕・手話入りビーや、手話通訳者・要約筆記者のす。	是供を行うとともに、 早期訓練も行っていま デオソフトの貸し出し	藤沢市藤沢 93	3–2 0466–27–1911
神奈川県 リハビリテーション 支援センター 高次脳機能障害 支援普及事業	脳外傷や脳血管障がい等にいのある人への専門的な相談のサポートや連携体制づくりを行っています。	炎、地域の支援機関へ	厚木市七沢 51	6 046-249-2602

## 2 / 用語解説

用語	説明	
あ行		
一般就労	一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりする こと。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的 な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。	
インクルージョン (施策の包括化)	英語で「包み込む」の意味(Inclusion)で、障がいの有無に関わらず、すべての人が社会の中で生活し、個々のニーズに応じた支援が受けられる施策の包括化のこと。	
NPO	Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。	
か 行		
介護保険制度	高齢者の介護を社会全体で支えるため、40歳以上の人が納める保険料と公費で運営される社会保険制度。65歳以上で介護が必要となった場合、市町村の認定を受けられる、なお、特定の疾病にかかった場合は、40歳以上からサービスが利用できる。	
学習障がい(LD)	軽度発達障がいの一つ。全般的な知的発達には著しい遅れは伴わないが、学習や対人関係に困難を示す障がい。他の軽度発達障がいとしては、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等がある。	
神奈川県 みんなのバリアフリー 街づくり条例	高齢者や障がいのある人を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、障がいのある人をはじめ、すべての県民が安心して生活できる福祉的配慮のされたまちづくりを一層推進するため、平成8年4月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行。その後平成14年4月に規則改正、平成20年12月には一部改正し、名称も「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」となった。	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を 総合的に行うことを目的とする施設。	
共生社会	性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがみな、安心 して共に生きていくことができる社会のこと。	
か行		
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。	
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる 係。	

か行		
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。	
さ 行		
障害者基本法	障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。平成 16 年の法律改正により、都道府県及び市町村の障害者計画の策定が義務規定となった。 (都道府県分は公布日施行、市町村分は平成 19 年 4 月 1 日施行)	
さ行		
指定難病 (特定疾患)	難病のうち、患者数が少なく、客観的診断基準が確立している 330 の疾患(H29.4 現在)について、症状が重い場合等、医療費の給付により患者の負担を軽減している。	
障害者週間 (12月3日~9日)	昭和56年の国際障害者年を記念し、障がいや障がいのある人への理解を深め、障がいのある人への福祉を推進するため、国際連合で「障害者の権利宣言」を採択した12月9日を「障害者の日」と定めた。また、平成7年には、国連障害者デーであるとともに障害者基本法公布日でもある12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間を「障害者週間」と定め、平成16年の障害者基本法の改正により、法定化となった。	
障害者の権利に関する条 約	障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。	
障害者の雇用の 促進等に関する法律 (障害者雇用促進法)	障がいのある人の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、職業リハビリテーションの推進、障害者雇用率制度の運営、障害者雇用納付金制度等の運営を中心とする施策等について定めた法律。 障害者雇用促進法は略称。	
職場適応援助者 (ジョブコーチ)	障がいのある人が職場に適応できるよう、雇用に際してあらゆる支援を行う人のことで、障がいのある人への支援と、併せて企業の担当者や職場の従業員に対して障がいを理解し配慮するための助言や、必要に応じて仕事の内容や職場環境の改善の提案等を行う。また、事業所に障がいのある人と同行しての支援や、支援終了後のフォローアップも行う。	
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②視覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語障がい又は咀しゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい)で、障がいの程度により、1級(重度)から6級(軽度)の等級が記載される。	
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。	

用語	説明
た行	
デイサービス (日帰りの通所)	在宅の障がいのある人や子ども、及び日常生活を営むのに支障のある障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう施設の専門の機能を提供し、健康チェック、機能訓練、生活指導、入浴等のサービスを行うもの。日帰り介護。
特別支援学級	障がい等のある子どもに対し、通常の学級の内容に準ずる教育を行いながら、併せて専門的な知識・技術を持った教員の下、障がい等を補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学級。平成 19年4月より「特殊学級」から「特別支援学級」に名称が変更された。
特別支援学校	心身に障がいのある子ども等に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、併せてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校。平成19年4月より、従来の養護学校、盲学校、ろう学校から「特別支援学校」という呼称に変更された。
特別支援教育	視覚・聴覚障がい等、従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉 症を含めたすべての障がいのある子どもたちに、適切な教育や指導を 通じて必要な支援を総合的に行う教育。
な行	
難病	国の「難病対策要綱」によると、「①原因が不明で、治療法が未確立 であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性 にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家 庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されて いる。
は 行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、建物や道路の段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアカウンセリング	障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がいのある人等の相談に応じ、共に問題解決を図ること。仲間(ピア)による相談(カウンセリング)の意味。ピアカウンセラーはその相談に応じる人のこと。
批准	国家が条約に正式に拘束されることへの同意を表明する方法の一つであり、条約への署名を行った後に、その内容について国会の承認を得て、批准書を寄託や交換することによって行う方法。
避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、 避難にあたって特に支援を要する人をいう。
福祉タクシー	公共交通機関を利用することが困難な、車いす使用者等の移動を支 援するためのもので、市町村、公益法人、企業等が運行している。
福祉的就労	一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援・就 労継続支援事業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

用語	説明
ら 行	
ライフステージ	人間の一生を段階的に区分したもので、乳幼児期、学齢期、青年 期・成人期、高齢期に分けられる。
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更正相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、神奈川県では、4段階に区分している。
レスパイト (- ケア)( - サービ ス)	障がいのある人の家族に対し、ショートステイ(短期入所サービス)等の利用により、一時的に介護から離れ、休息やリフレッシュを 提供することによって、日頃の心身の疲れを回復できるようにする援助。

## 3 松田町障害者基本計画等策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、松田町障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営に関し必要な事項を定める。

#### (設置)

第2条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第6項の規定に基づき、町が 策定する障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。) 及び障害福祉に関する計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するために必要な審 議等を行うため、委員会を置く。

#### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議等を行う。

- (1)障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するための調査及び研究に関すること。
- (3) その他障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するために必要な事項。

#### (組 織)

第4条 委員会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者又は機関のうちから町長が任命又は委嘱する。
  - (1)福祉関係団体の代表
  - (2) 医師会及び歯科医師会の代表
  - (3) 神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター
  - (4) 自治会長
  - (5) 民生委員児童委員協議会
  - (6) 学識経験を有する者
  - (7) 障害者及び障害者団体の代表
  - (8) 町民代表
- 3 前2項のほか、必要に応じ助言者を置くことができる。

#### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年の期間とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役 員)

第6条 委員会に次の役員を置く。

- (1)委員長
- (2)副委員長
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (庶 務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理をする。

#### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 目

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

# 4 松田町障害者基本計画等策定委員名簿

役職	氏 名	所属・役職
委員長	菊地原 義夫	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会事務局長
副委員長	岩本 満敏	松田町民生委員児童委員協議会長
委員	小林 賢吾	松田町社会福祉協議会事務局長
委員	山田 純一	一般社団法人 足柄上医師会
委員	西村 隆之	一般社団法人 足柄歯科医師会
委員	西田統	小田原保健福祉事務所 足柄上センター 保健福祉課
委員	辻村 進一	松田町自治会長連絡協議会長
委員	内山 幸子	松田町身体障害者福祉協会長
委員	湯川 信子	松田町ボランティア連絡協議会長
委員	関 幸男	特定非営利活動法人 KOMNYすみれの家所長
委員	川端(慎)	社会福祉法人 足柄緑の会
委員	鍵和田 貴実代	町民代表

(敬称略)